

戦国期の大隅国守護代本田氏と近衛家

林 匡

はじめに

天文年間（一五三二―一五五五）は、島津忠良・貴久の相州家島津氏にとつて、薩隅日守護職・島津氏本宗家督継承者としての地位を確立させていく試練の時期であった。貴久は大永六年（一五二六）十四代島津氏忠兼の養子となり、翌年四月に守護職を譲られるものの、直後に忠兼が守護職を悔返し守護職に復した（勝久と名乗る）ためその地位を逐われた。しかし勝久もその後継者たらんとした薩州家島津氏の実久（姉は勝久室）に天文四年（一五三五）攻められて帖佐に出奔、鹿児島へは実久が入る。勝久は天文六年に一旦相州家と結ぶものの、結局南九州を離れて豊後の地へ退去した。⁽²⁾この間、優勢な実久方に苦しみながらも、次第に薩摩半島南部を基盤として固めた貴久は、天文八年以降、従来実久の支持勢力であった大隅・日向の同人領主層の帰属を得、天文十四年には有力一族の豊州家島津氏や北郷氏に推戴されて、守護としての地位を承認される⁽³⁾。この時期に国分の清水城を拠点に大隅国守護代として強勢を誇っていたのが本田氏嫡流の董親であり、一族も国分地方を中心として繁衍していた。本田氏が天文十一年に相州家島津氏の被官となつて以降、薩州家島津氏方の支持勢力に動揺が起こり、忠良・貴久方につくようになったとの指摘もある。⁽⁴⁾董親は天文十四年の貴久推戴にも一定の役割を果たしたと思われるが、同十七年には没落、北郷氏を頼つて庄内に退去、董親の没落以後貴久とその子弟により島津氏の大隅経営が本格化する。董親が没落するに至つた理由については、その驕慢・暴虐故に姫木城の本田親知など本田一族や家臣の離反を招き、結局島津

氏の介入を招いたと諸書に記されるが、記録類を除いて実際に当該期の本田氏について窺うことのできる史料は必ずしも多くないと思われる。

島津氏と近衛家の関係については、近年の金井静香氏の研究により、近衛尚通代以降、植家代に至つて次第に活発になったこと、一方で植家の日記が現存せず、近衛家との交渉について島津家文書や「旧記雑録」収載史料の年代比定が難しいことなどが指摘されている。特に近衛家の使者として町資将⁽⁷⁾が天文十三年に豊後から南九州に下つて以降、本田氏へ対しても近衛家側から書状が出されており、「旧記雑録」に多く収められているが、その年次についても十分整理されてはいない。本稿は、平成十六年度刊行『鹿児島県史料 旧記雑録 拾遺 家わけ十』（以下同編は『家わけ十』の如く表記する）所収「本田家記文書及系譜」の近衛植家・日野町資将と本田董親・重親（親兼）父子の書状を中心に、天文年間の近衛家と本田家の交渉について整理し、大隅国守護代本田氏に関する考察の材料を提供したい。またその前提として「本田家記文書及系譜」に関して、引用史料、特色、伊地知季安・季通父子による「旧記雑録」などの編集との関係など検討を加える。

一 「本田家記文書及系譜」について

1 「本田家記文書及系譜」と「旧記雑録」の関係

「本田家記文書及系譜」（以下「家記」と表記する）は黎明館所蔵、上・中・下三冊一帙。平氏系図から本田氏嫡流の系譜が記される。本田氏関係系図につ

いて、「家記」及び「諸家系図」所収「本田氏正統系図」をもとに示し〔図1〕、「家記」収載文書・記事について「旧記雑録」(鳥津家本・鹿兒島県立図書館本)との重複などをまとめておく〔表1〕。上巻には親恒から貞親、忠親(親治)譜まで(但し重親譜中26・27号の「伊地知重貞書状」は時期が明応五年と異なる)、中巻には元親から兼親の子親安・親貞譜までを収める。そして下巻に天文年間を中心として董親・親兼関係の文書が収められる。上巻は記事を多く含むものに対して、下巻はほぼ文書のみ。既刊『鹿兒島県史料 旧記雑録』などと比較してみよう。『家わけ十』への収載に当たり、編集者により文書には文書番号を付し、「旧記雑録」との重複も編者注で示しているが、記事には一々付していない。しかしこの表の通り、特に「家記」上巻・中巻については、文書のみならず記事も『旧記雑録』と多く重複する(表1)中△印)こと、そしてその出典(原註が「本田一譜」「一伝」「本田氏文書」「本田氏藏書」と記されるように、「旧記雑録」が「家記」または同系の記事と文書(旧記雑録)原註にならない「本田藏書」としておく)をそのまま引用して編集したことが推察される。鳥津家本「旧記雑録」編集以前の、伊地知季通が最初に編集した段階の「旧記雑録」鹿兒島県立図書館本(以下「県図本」と表記する)との重複(★印)についても、上・中巻の殆どの文書との重複(上巻の六号から二九号の24点中一二・一三・一四号の感応寺関係3点を除く21点、中巻の三〇号から六一号の31点中四〇・四二号の元来本田氏所蔵ではない文書2点を除く29点)が確認できるので、「旧記雑録」編集過程の早い時期から「家記」または「本田氏藏書」から記事・文書が引用されたことが判明する。なお「家記」上巻分で「旧記雑録」原註に「元来本田氏文書」「都城本田某文書」「都城本田仁十郎文書」とあるのは、本田氏庶流久兼(兼阿)の系統が近世入来院士となり、その所蔵文書が後に都城本田氏に購入され移動したことを伝えるものである。¹⁰⁾一方鳥津家本「旧記雑録」は伊地知

季通が鳥津家文書や「正統系図」「鳥津氏世録支流系図」(以下「支流系図」と示す)などにより増補したことが五味克夫氏により指摘されている(註9)。つまり県図本「旧記雑録」の編集段階では、本田氏関係の文書・記事については「家記」または「本田氏藏書」に先ず拠っていること、その後鳥津家本「旧記雑録」前編が「正統系図」などによって補われたことが確認できる(表1)□印参照。鹿兒島県史料への活字化に当たって、重複する文書は本文が省略されている。○印参照)。なお「正統系図」及び「支流系図」の編纂の際、正文所蔵者を示す原註は「本田作左衛門宣親」とある。宣親は董親の曾孫元親の子で、「諸郷地頭系図」及び「本田氏正統系図」によれば元親は寛永元年(一六二四)死去、宣親は貞享二年(一六八四)死去とあり、この間に藩当局が文書を採録したことになる。

2 「本田家記文書及系譜」の成立について

鳥津氏一門庶家を含めて広く藩内の系図文書が記録所に提出されたのは寛文九年(一六六九)、記録奉行河野通古・大田久知の命による「新撰系譜」編纂の時である。¹²⁾「諸家系図」所収、「本田氏正統系図」を含む本田氏関係系図の表紙には「本田家總譜 但寛文九年新撰系譜之餘燼」とあり、寛文九年の「新撰系譜」編纂時期に「本田家總譜」もまとめられたことが推測できる。¹³⁾後述するが「家記」上巻には「古譜」「旧譜」「新譜」の語がみえ、寛文九年以前、既に本田氏の「古譜」「旧譜」が存在し、「新撰系譜」編纂・「本田家總譜」成立と前後して「新譜」が作成された可能性もある。但し「本田氏正統系図」には記事や文書が殆どなく「家記」とは明らかに異なる。本田氏の系譜について、幕府の御書物奉行浅羽三右衛門(成儀)¹⁴⁾宛の六月十日付大田久知書状(家記一号)では、大田から「本田親恒以来ハ細々系図記置候、親恒以前不相知候」

ので、以前江戸において浅羽から話のあった本田始祖から親恒まで「代数少御書記」下さるよう依頼し、そのため大田の控えていた書付を送ると記されている。この結果については「本山家總譜」中の十一月十三日付大田久知書状¹⁵で平山勘兵衛に報されており、記事に「綱貴公御代御記録奉行大田小平次久知、本田氏元祖之一卷ヲ平山氏エ被申越候状」とある。更に「家記」系図中、恒雅の記事に「改恒雅作恒親、寛文九年己酉河野氏・大田氏之所考而不見于家統旧記矣、故不知所自出也」とあることから、寛文の頃「家統旧記」があり、河野通古・大田久知が本田氏元祖の追求や系図の校訂を行っていたことが確認できる。

また「家記」の記事から、元禄年間（一六八八—一七〇四）においても系譜の検討がなされたことが窺える。上巻の親恒譜は「家傳」「東鑑」「古譜」などを引用し伝承に考察を加えるが、続く貞親譜には「一本」「新譜」「古譜」「旧譜」「自家旧譜」「貞親之古譜」「貞親旧譜」などを引用している。貞親以降については、五味克夫氏が『家わけ十』解題において、「はじめて入部した貞親を静観とし、次で親兼（道観）・久兼とつなげているが、これは伊地知季安も注書で疑義を呈しており従いがたい。年数的には静観・道観を貞親のあと、久兼・親保の前に挿入するのが妥当であろう」と指摘されている。この本田氏の系譜については早くから疑義が出されており、「家記」貞親譜（原註に「新譜」と記す）には「愚竊鑑於家譜以為、自氏石へ割註し実名貞親へ至静観間経春秋百有餘年、不可闕其世者一二主」とみえる。「家記」は続けて「支流末家之旧譜更無當其節、而約之者見親盈へ久兼末流、俗名刑部、生明曆三年、元禄之今居住阿多郷・親昌へ因幡守兼親」「男親貞流、童名又熊、号市郎左衛門、元禄三今有故居南夷」等之所持古譜（中略）家譜亦乱也」と記す。元禄期（あるいは三年か）当時に本田氏系譜の検討が行われ、既に庶家久兼流・親貞流の系譜（「支流末家之旧譜」「古譜」など）を参照していたことが窺える。また「家記」では本田久兼の弟に資兼

を繋げ「雖闕旧譜於此人、建武四年四月依見久兼之目安、令新載之」とある。¹⁸

この後も「家記」の内容については検討が加えられる。例えば忠親（親治）譜は二九号の寄進状以外「自家旧記」「自家古系図」「酒匂異見状（酒匂安国寺申状）」「古跡集」「氏久記」「或記」をもとに記述されるが、頭註または行間に「浮帖云、（中略）親孚記」「親孚記」「親孚浮帖云」とあるのは、伊地知季安の従兄で記録奉行本山親孚¹⁹による註記（の写）である。中巻末六一号の「島津忠兼（勝久）書状」には、「ハリシニ 親孚考」として当該文書が大永六年ではなく「忠兼公在伊集院時也、時代相違、伝記之趣能々可考候」とあるのに対して、宋書で「季安云、六年十一月七日御帰府ナレハ非ニアラス」と記され、親孚の考証にさらに季安が異見を加えている。なお「家記」または「本田氏蔵書」に引かれる「自家旧記」については、「旧記雑録」だけでなく季安の著作「国分正興寺三王之私考」にも引用されている（後述）。

「家記」中巻二九号に続く重恒記事中に、「寛文九己酉年新撰重恒傳」に本田重恒（元親弟で兄の後嗣となる）が文安三年（一四四六）仏詣のために上洛した際に国親（重恒甥）が居城清水城を奪ったとあるのは誤りであるとして、文安五年に重恒が男税所氏を誘い国親と戦い殺された、との割註がある。これによれば「新譜」とは、寛文九年記録奉行河野・大田により「新撰系譜」が編纂され、また本田氏関係の系譜を集めて「本山家總譜」が成立した時期に前後するものと考えてよいのではなからうか。この他「家記」六一号前に記される「兼親伝」中には、大永六年の薩州家実久・本宗家勝久・相州家忠良に関する記述について「玄佐日記與世録記少異（中略）今所考據世録記」「略見樺山日記」とみえ、「家記」が「樺山玄佐日記」や「世録記」などの諸記録を参照し考証記述されたことがわかる。以上「家記」について整理すれば、はじめ「古譜」「古系図」が本田氏諸家にあり、寛文期に「新譜」作成、元禄期を経て内容に

疑義が示され、(時期は明かではないが)庶家の文書―久兼流(入来本田家)の文書など―も含めて「家記」が成立、さらに後代の本田親孚・伊地知季安らも内容を検討したと考えられる。そして「家記」または「本田氏蔵書」の載せる記事・文書が、伊地知季通による「旧記雑録」編集にも大いに活用されたといえるだろう。東京大学史料編纂所蔵島津家本中に「本田家譜抜書」(黒岡常刀氏所蔵本一冊の写本、大正十年(一九二二)八月謄写。中表紙に「忠久公由緒参考男爵本田親濟」と記す)には「家記」貞親譜及び本田宗親書状(三号)と同文(一部省略)が抜書されており、「家記」と同系の写本の存在を推測できる。なお『東京大学史料編纂所図書目録 第二部和漢書写本編6謄写本(下之二)』(一九七〇)伝記(系譜・系図)部に「本多系図 原蔵本田九郎 謄写明治二十年一三八丁」とあり、「家記」一号(明治二十年四月二十五日付本田九郎宛内閣修史局依頼書)から、「本多系図」は「家記」を内閣修史局が謄写したものと考えられる。(追記参照)

3 「本田家記文書及系譜」下巻について

「家記」下巻は本田董親・重親(親兼)譜である。一節でふれたように「家記」上・中巻の記事・文書の殆どはそのまま「旧記雑録」に引用されたのに比べ、下巻の文書の半数は採録されていない(表一)の六一号から一四二号の80点中40点を採録。この規準―採録の差異―は何だろうか。藩記録所による「島津氏正統系図」は勿論のことだが、広く南九州の中近世史料を収める「旧記雑録」も、やはり島津氏を中心とした編年史料集の性格を持っており、一定の判断に従って取捨選択された可能性は高いだろう。「家記」収載の島津勝久、島津日新・貴久・義弘や島津氏一族の忠将、忠廣・豊州家忠朝、薩州家忠興や伊集院忠朗、北郷氏からの書状(北郷忠相書状一点を除く)19点は「旧記雑録」に

も採録されるのに対して、伊東・祢寝・菱刈・北原・肝付氏など南九州の有力国人層や小等原氏などの書状は殆ど未採録である。以上「家記」下巻の特色を指摘した上で、やはり「旧記雑録」未採録分を多く含む、近衛家と本田董親・重親の書状について次章で整理する。

二 本田董親・重親父子と近衛家の交渉

1 本田董親について

近世の編纂物「本藩人物誌」⁽²⁾は、本伝に多くの島津氏一門や功臣を取り上げ、巻末に「国賊伝」として薩州家の島津実久以下敵対した島津一族や国衆、肅止処罰された重臣などを列挙する。本田董親はこの「本藩人物誌」本伝・国賊伝いずれにも記される。本伝及び国賊伝の記述を一部示す。本伝には「本田三河守親安嫡子(中略)隅州清水領主ニテ曾於郡地頭大窪・河北・ウス崎・持松・横瀬・帖佐・餅田等を押領ス、大永六年五月廿日、曾於郡城北郷家ヨリ攻取十一月七日伊集院ニテ忠兼公ヨリ忠良公江御国政御契約被遊、御同道ニテ鹿尾島へ御帰之時、忠兼公御劔ハ御家老阿多加賀守、忠良公之御劔ハ董親持之、享祿三年董親祁答院之加勢ヲ以曾於郡ヲ取返シ、北郷忠相又々曾於郡ニ発向候テ西之城ヲ攻候得共打破リ追返シ候也、天文四年、勝久公御退去以後三州大乱、互ニ党ヲ結ビ交ヲ何フ時分、董親折々、日新公へ使札ヲ差上御奉公之志ヲ相通シ罷居候、然三天文十一年榊山美濃守善久居城生別府ヲ依御下知差上候ニ付則董親江為御加増被下、別テ忠節可中上旨被仰下候、へ此時分董親ハ善久之敵ナリ、善久ニ居城生別府ヲ差上サセ候テ本田江被下候儀ハ御深慮之由、榊山玄佐日記ニ相見得候」夫ヨリ董親弥以、日新公御父子様へ御奉公無二三相見得候ニ付、一族与党モ離々ニ罷成、貴久公御本意ヲ被遂段ニ成立候ニ付、此時分近衛植家公ヨリ御褒美之御書ヲ被遣候、然ルニ董親威勢益強大ニ相成、領内へ清水・早人・姫

木・日当山・曾於郡・牛根・咲隈・小浜以下数ヶ所）（*同書には「今国分新城ト云」とあり）之仕置驕奢ニ有之、老臣トモ加諫言候得共不相用、家臣等野心ヲ起シ相駭候砌、貴久公ヨリ御人数ヲ被差遣、御和談ヲ以董親嫡子ヲ被召出、清水七十五町ヲ被下御旗下ニ被召付置候処、無幾程又々北原・那答院・加治木等申合、野心ヲ相企候出相聞得候ニ付、天文十七年十月四日、日新公御自身清水江御発向之処、不及奉防董親父子清水ヲ下城イタシ庄内之様退去、賀ノ北郷時久ヲ相頼罷在候、○天文十五年、義久公御年十五御元服之時御髪ヲ結ト候ト御元服記ニ有之、庄内へ退去之以前ナレハ近衛公御書ヲ被遣時分ナル歎」とあり、国賊伝では董親の暴虐として「怒ニ近邑ヲ掠メ取ル、正八幡宮衆徒等邑氏ト謀リ築テ八幡宮御壇ト号シ本田ヲ防ク、大永七年十一月廿八日新納氏ノ兵ト宮内ヲ侵シテ御壇ヲ破リ神社ヲ毀チ材木ヲ運ヒ取り己カ家屋ヲ修ム、此時八幡宮ニ火起リテ社屋悉ク焼亡ス、○享祿二年十一月廿八日北郷忠相ト春山原ニ戦フ、戦没スルモノ五拾余人也、○天文六年二月十一日、董親東条出羽ヲ遣シテ鹿兒島ニ乱入セシメ神社仏閣ヲ破リ宝器ヲ掠メテ帰ル、○天文十一年董親シハシハ樺山美濃守カ生別府城ヲ攻ム、十一月六日美濃守 貴久公ノ命ヲ以テ生別府城ヲ進上、公乃チ樺山カ敵ノ董親ニ賜フヘ深キ御謀計アル事ナリ」○同十七年正月十七日、罪ナクシテ伊地知又八郎ヲ殺シ、二月十日又本田又九郎ヲ殺ス、及ヒ一族家人拾余人ヲ殺ス、於是本田因幡守親貞（董親叔父也）・本田治部左衛門等諫レトモ聞カス、却テ殺害セン事ヲ謀ル、同月廿五日ヨリ董親カ家人等、其暴虐ヲオンレテ去モノ多ク、三月十一日、姫木ノ守將親貞カ子本田又五郎親知董親ニ叛キ上井城主ト通シテ姫木ニ拠ル、董親大ニ怒リ同十三日姫木ヲ攻カタス、此一乱ニ乘シ近隣ノ城主等蜂起シテ、同廿四日小村及ヒ上井・浜市辺ヲ放火ス、宮内ノ社家留守・桑幡ヨリ三角道賀ナルモノヲ使トシ正宮社ヲ警衛シ給ハン事ヲ 貴久公ニ訴フ、公伊集院忠朗ヲ遣シテ援ハシム」と記す。以下守

護貴久方の伊集院忠朗は、初め董親方を標榜しつつ、樺山氏と協力して諸城を攻略、本田親知らを従え、介入を謀った北原氏勢を討ち、董親父子を屈服させるに至ったとする。本田董親が天文十七年（一五四八）大隅守護代の地位から没落して庄内に退去するまでのあらましについては「高津国史」「西藩野史」などの近世の編纂物も右とほぼ同様である。神社仏閣への攻撃（特に大永七年（一五二七）の大隅正八幡宮社家との攻防と正宮焼亡、一門家臣への非道、勢力拡張がことさらに強調される。これら当該期の本田氏の位置付けは、董親退去後の相州家島津氏による大隅経営の展開、例えば社家を初めとする寺社勢力との関係、加治木の肝付氏、蒲生氏や那答院氏、そして肝属郡を拠点とした肝付氏などの国人領主との関係などと共に検討されるべきことと考える。

2 近衛家と島津氏について

一章でふれた金井氏の研究成果では、次の点が指摘されている。

まず第一に、近衛政家が家督継承者となった寛正三年（一四六二）以降、その日記『御法興院記』延徳元年（一四八九）十一月十七日条・十二月十七日条に島津忠昌使者の村山経安が「家門之由緒」（島津庄が近衛家の根本家領であったこと）にもとづいて近衛家に祇候した記事が見える以外、経安誅殺（明応四年、一四九五）後の近衛家と島津氏の交際は「偶然に得た機会における書状の遣り取りに限られていた」こと。

次に政家没（永正二年、一五〇五）後、子の尚通代の南九州は島津氏家督・薩隅日三ヶ国守護職をめぐり動乱著しい時代である一方、近衛家と島津氏の関係を示す史料は豊富となり、両者の関係が前代より深まったという。尚通の日記『後法成寺関白記』によれば、永正十四年年頭「御湯始」に近衛家を訪問した人々に島津一門の者がみえること、忠兼（勝久）代には、尚通側から島津氏に

対して「合力」や「助成」（金銭的援助）が期待されていたこと、島津氏へは古典贈与や官職推挙がなされたこと、尚通代には武家は島津氏だけではなく、幕府要人や他の戦国大名との交際が積極的に行われていたことが指摘されている。

また「尚通にとって島津氏は、遠国にいて日常的な使者・書状の往来が困難であるにもかかわらず、緊密な関係を結びたい相手の一つ」であり、勝久の他にも豊州家島津忠朝²²のような有力庶家への幅広い連絡ルートを持つようになったこと、『後法成寺関白記』天文五年（一五三六）四月二十一日条によれば、九澤軒に託して新納氏をはじめ「嶋津八人方」へ書状・短冊などを送ったように、勝久が薩州家島津実久に逐われたこの時期に、「島津氏内部のどのような状況の変化にも対応できるようにした」ことを指摘された上で、これらが「次代の植家と忠良・貴久の交際の下地を、尚通が作っていた」と位置付けられている。そして近衛植家代については、①天文十四年（一五四五）、植家は町（日野町）資将を派遣、その直接の目的は近衛邸の造営費用拠出を求めためだが、「現任公卿を自らの使者としてするという印象度の高い方法でアプローチ」しており、貴久との関係の緊密化がはかられていたこと、②島津氏宛の植家書状から、島津氏内部における貴久の優位の確定に伴い、植家と島津庶家との交際は、貴久の家臣との交際に近づいている。また天文十一年に貴久と主従関係を結んだ本田氏への植家書状（『鹿見島県史料 旧記雑録前編二（一九八〇）、以下『前編二』と表記する（二五二二号）にも、（庶家・庶子への）貴久に対する忠告を賞し促す言葉が述べられていること、③尚通女（植家妹）慶寿院は將軍足利義晴に嫁ぎ、所生の義輝は天文十五年將軍となる。このため植家及びその関係者の政治的活動が顕著となり、將軍への取次・御内書発給など実務的役割も果たすようになる。諸国大名の任官斡旋・偏諱授与のような特権付与や諸国大名の紛争調停という、將軍足利義輝にとり対戦国大名政策の重要な柱を植家が実行してい

る。その結果、「近衛家と島津氏の間は、將軍の意向の伝達者・被伝達者という関係でも結ばれるようになる」。島津氏にとり近衛家への金銭的援助による関係維持は重要と認識されたことが指摘されている。

本稿が扱うのはこの植家代の近衛家と本田氏の交渉である。主従関係を結んだとはいえ、大隅守護代本田氏の動向は、薩摩半島南部を基盤として北部の薩州家島津氏をようやく抑えた相州家島津忠良・貴久父子にとって、次の段階——大隅国中央部（國分方面）の掌握——の上で、重要な問題であったと思われる。次節で本田董親と近衛家の交渉について、具体的に史料をみていく。

3 本田氏と近衛家の交渉について

「家記」収載の天文十四年から同十七年董親の庄内退去までの近衛家方との交渉に関わる文書に史料番号を付し、順次挙げる。

*（史料番号）、「家わけ」「家記」文書番号と文書題、『旧記雑録』重複の場合取載巻・番号を記す。（ ）は編者註、「」は「家記」原註。

〔史料一〕（本一〇七）「本田董親書状案」

謹言上、今度於度々奉逐参調、希代眉目不可過之奉存候、仍自然於向后 京都^{〔近衛植家〕}御家門言上付者、雖恐繁多候可奉憑之段、尽未来際如此候、又何比御出船候哉、諸每相當之御公儀不可別候、此由能々可預御披露候、誠恐謹言、

林鐘十二日

董親

謹上 日野殿参人々御中

「あて所」小羽新次郎殿

謹上

日野殿返案

かこしまより之

前紀伊守董親

〔史料2〕（本一八九）「日野町資將書狀」

返し、唐扇送給候、重宝此事候、

弥書再三披見、不知所謝候、誠以今度者不寄存參會、本望此事候、殊重畳御懇意其令迷惑候、於向後相應之儀崖分可令馳走候、聊不可有相違候、將亦出船之事、來廿日比候、一入御殘多候、旁期後信、令省略候也、恐々、

六月十三日

〔花押〕

本田紀伊守殿

〔史料3〕（本一九〇）「日野町資將書狀」

出船後末中承候、御床敷候、面白御遊共候哉、柏市御在因之条、朝夕詞歌言葉共令推量、御浦山敷存候、愚臣在旅方暑氣旁相煩候事、可有賢意候、此間在右馬候、明日如豊州乘船候、御殘多候、旁期後使、令省略候也、恐々謹言、

七月九日

〔花押〕

本田紀伊守殿

〔史料4〕（本一七〇）「近衛種家書狀」、〔前編二〕二五二二

去年為使左〔日野町資將〕大辨宰相着下候処、別馳走之段、祝着此事候、抑對貴久忠〔功〕切無比類之由、於家門本望候、併因中安寧基候、弥無油断義肝要候也、穴賢〔一〕、

三月廿九日

〔花押〕

本田紀伊守とのへ

〔史料5〕（本一八六）「日野町資將書狀」、〔前編二〕二五二八

去年下国候処、條々御入魂、殊懇意至共祝着無極候、抑為家門被成下直書候、尤御眉目之至候、將亦御殿新造之事、無相違中御沙汰候様、各馳走肝要候、尚差下使者可申候條、不能詳候也、謹言、

二月廿九日

〔花押〕

本田紀伊守殿

〔史料6〕（本一一三）「本田董親書狀案」、〔前編二〕二五三六

御書謹奉拜戴、過當此事候、抑 鳴津就 御家門之類葉、去年御上使御下着、面目之至被奉存候、盡未來弥可奉仰之段、以此旨、具可預御披露候、誠惶誠恐謹言、

〔天文十五年〕

六月五日

前紀伊守董親

〔近衛殿御請文〕

進上 左大辨宰相殿

〔世戸口美作守伊勢・高野へ參候時御傳達候〕

〔史料7〕（本一一〇八）「本田董親書狀案」

乍恐去年以來奉受御尊意候条申入候、田舎申申昧之上、長短雖無案内候、〔前中ノ御祝一冊之原本〕詠草一卷、御家門様入御上覽度奉存候、公私之惶、偏不可過御高察候、但如何候哉、千言万句中而茂有餘事候、仍縑子〔端赤〕奉進上候、此旨条々、可預御披露候、誠恐謹言、

〔天文十五年〕

六月五日

藤原董親

〔日野殿、案〕

進上 本庄殿

〔世戸口美作守伊勢・高野へ參候時御傳達候〕

〔史料8〕（本一一二二）「本田董親書狀案」

追而去年者自中途尊書被送下候、懃拜受候、隨而此度愚息又次郎〔重親親筆〕御傳筆之段、忝存之由候、別紙雖可申上候、無題目之条、不能其儀候、仍雖輕微之至候、丁香〔二斤〕令進上候之由候、

去二月尊書、同五月下着、具令拜領候、如蒙仰候、去年者御下国之時節、得御尊意候、于今忝候、抑愚領之者伊勢・高野へ巡礼參存立候条、乍惶捧一翰之覚悟候處、御報罷成候事、非本懷候、事不存重〔近衛親筆〕 御家門様御書奉拜戴候、併御

所持之故、面白之至不可過之候、誠々雖其恐繁多候、奉成御請文候、可然之様

御披露奉願計候、仍雖輕微之至候、御家門様へ丁香五斤奉進上候、可預御取

成候、就中御殿新造之事、嶋津被蒙仰候、不可有餘義候哉、亦所様へ唐皮〔本脱カ〕〔虎カ〕

一枚・唐玳瑁瓶〔對〕・唐食籠〔對〕・段子〔遊〕一端淺黃遂進上候、誠表微志計、以此旨、可

預御披露候、誠惶謹言、

〔天文十五年〕

六月五日

藤原董親

〔日野殿へ一案〕

進上 木庄殿

〔世戸口美作守伊勢・高野へ參候時御傳達候〕

〔史料9〕（本一八一四）〔本田董親書狀案〕

本庄新次郎殿へ案

〔ふくしやう寺之僧下候時上狀〕

好便之条、可用一書覺悟候處、御音問、殊青蓮院殿様御名号送給候、祝着不少

候、御名号者于今無下着候、如仰之、去年者為御供之御下向之節、遂向願申承

候、本望此事候、仍御本所様無事御上洛之山、乍惶満足奉存候、就中 御殿御

造作之事、嶋津被蒙仰候、定可被致馳走歟、隨而令進獻候、猶彼巡礼可申展候、

追而愚息又次郎、雖輕少候、唐鈴瓶〔對〕令進入候ま、去年遂交願申承候、

于今殘多存之山候、

〔天文十五年〕

六月五日

藤原董親

〔日野殿へ一案〕

謹上 本庄殿御返報

〔史料10〕（本一八一）〔近衛植家書狀〕、〔附録一〕三五

三十首歌逐一覽候、執々殊勝感悅無比類候、乍憚付墨候、更不可足信用候、仍

縹子〔端〕亦到來候、懇意之至、一段祝着候、尚期後音候也、狀如件、

八月十六日

〔花押〕

本田紀伊守殿

〔史料11〕（本一八二）〔近衛植家書狀〕、〔附録一〕三二六

懇報本望候、自最前切々可中通之処、自然懈怠背本意候、去春相煩目以他筆中

候キ、仍丁香〔五斤〕到來、尤祝着之至候、由緒共畢于他儀候條、以後者別而可申

承可為本懷候、將又百人一首雖其憚多候染筆候、猶重而可申候也、狀如件、

八月十六日

〔花押〕

本田紀伊守殿

〔史料12〕（本一八三）〔松尾頼元書狀〕、〔附録一〕三七

去年者罷下、御懇之儀共難忘存候、仍入江殿御上洛、御進物共持參被申候、隨

而御官位之儀、從本所涯分調可被申之由候、珍重々々、仍拙者方へ重寶拜受、

祝着之至候、將又此天神名号青蓮院殿〔御在〕之御手跡候間進覽候、委細御侍者可

被申候間、不能一二候、恐々謹言、

松尾民部少輔

八月十七日

頼元〔花押〕

本田紀伊守殿

〔史料13〕（本一八五）〔日野町資將書狀〕、〔附録一〕三八

上洛以後御床敷候處、不寄存芳問、誠不知所謝候、抑當春福昌寺僧下向之砌、

獻書狀候、相達候哉、令祝着候、將又御家門御請被申候、則令披露御返事、同

百人一首御本被染御筆候、尤御面目至候歟、兼又唐皮一枚・同玳瑁瓶〔對〕・唐

食籠〔對〕・段子〔遊〕一端淺黃送給候、不思寄芳情自愛此事候、仍時又可令對願候哉、朝

夕念願此事候、猶本庄右兵衛尉可申候也、謹言、

八月十八日

〔花押〕

本田紀伊守殿

〔史料14〕（本一六三）〔藤原国光奉口宣案〕

口 宣案

上卿 日野大納言

天文十五年八月十一日 宣旨

從五位下藤原重親

宣任紀伊守

藏人頭左中辨左近衛權介藤原国光奉

〔史料15〕（本一六四）「日野町資將書狀」

受領叙爵等之事、被 宣下候、於子々孫々不可相違候、弥国家長久基不可過之候也、謹言、

八月十八日

本田紀伊守殿

〔花押〕

〔史料16〕（本一一三）「日野町資將書狀」、〔附録二〕三九

乍乏少、薰衣香袋^三献之、唯今廻來候而加筆候、

上浴已後御床敷候、抑不寄思音信、令祝着候、殊丁香^三斤到來、重寶秘藏不過之候、猶期後使候也、謹言、

八月十八日

本田又次郎殿

〔上フ〕「資將」

〔史料17〕（本一八八）「日野町資將書狀」

就賀茂社造營之儀、社司縫殿助下国候、仍太守献書状候、御分國中奉加之事、被加下知候者、尤可為御神忠候、彼社傳奏事、令存知問、染筆候、惣別如此拳

狀無心之儀候、向後不可申下候条、頼入候也、謹言、

卯月十日

本田紀伊守殿

〔花押〕

〔史料18〕（本一一〇九）「本田董親書狀案」

本田愚家事、事新雖非可申入候、為自然之中入候、

一隅州守護職之事、右大将頼朝以御下知拜領、引付文書^一礎敵々相傳候、其以

後嶋津殿下向之時、彼屬門家進退依頼入候、号守護代、今其儀候、

乍恐藤家之事、嘉祿年中 近衛殿様御一流之由、引付分明也、其以後將軍家

御世、嶋津^三進退相任候付而、近年 公武之言上中事も断絶候、誠以載天恩

油断申候段相似候歟、於向後者、先々以筋目身軀雖不肖候、於心中所曲不可

存候、自然為對御一覽之、如此候、

万徳寺へ

本田

*本文書は行間に伊地知季安の朱註あり

〔史料19〕（本一一一）「本田董親書狀案」

謹言上、抑去年為 御由緒之御下知御上意、誠恐至極畏入之段此事候、仍雖輕淺之至候、金欄^三奉進上候、以此旨、御披露奉頼候、誠恐誠惶謹言、

〔天文十六年〕

六月二日

紀伊前司董親

〔近衛殿へ進上之宣案〕
〔念仏寺留守坊主藤沢清浄光寺へ參上之時、十日之立にて候を、吉日にて二日之日付追而之状〕

〔史料20〕（本一一一五）「本田董親書狀案」

謹言上、仍彼時宗藤沢清浄光寺へ罷越候、以其次乍憚申上候、殊去年者御白筆之百人一首^冊奉拜戴候、希代之面日奉存候、隨而雖左道之空候、段子^{端青}

官用茶碗^冊奉進上候、此等之趣、御披露奉頼候、誠恐誠惶謹言、

〔天文十六年〕

六月二日

紀伊前司董親

〔近衛殿へ進上之宣案〕
〔念仏寺留守坊主藤沢清浄光寺へ參上之時、十日之立にて候を、吉日二日之日付〕

〔史料21〕（本一一一六）「本田董親書狀案」

宣下趣

任紀伊守之事

先以過分驚人奉存候、當國御下向、鹿尾嶋於御末中談候分、愚子〔承親親書〕又次郎官爵一儀奉覺候、委旨彼時宗可達上聞候、誠恐誠惶謹言、

〔天文十六年〕

六月二日

紀伊前司重親

〔旨趣につけて日野殿迄御進上御案文候、このことハリハよの御状に見へ候間、此返事としてハ進上左大辨宰相殿 なく候〕

〔念仏寺留守坊主藤澤清浄光寺へ參上之時、十日之立にて候へ共、吉日にて候間二日之日付〕

〔史料22〕 (本一一一七)「本田重親書状案」

去年忤者伊勢・高野へ巡礼參仕候、以其次、乍惶〔近衛親家〕御家門様并左大辨宰相殿へ

中上候事、本庄新次郎殿迄頼存候處、境節夷中へ御逗留之間、貴所様御懇調

之儀祝着不少候、然者御本所様御下向之刻、本庄殿以面承事、愚息又次郎官爵

之事、可為御調法之由承候、然處、先々拙者被任紀伊守事、驚人存候、以前之

御一諾相違之様覺候、就中 廣橋殿様・烏丸殿様御兩所之事、同御中次速水世

民之事迄細々示給候、委得其意候、隨而彼万徳寺藤澤清浄光寺へ御十念為頂戴

之參上被申、乍次如斯候、定可被述口上候、仍唐綾一端水色進献候、誠々礼及

候、恐々謹言、

〔天文十六年〕

六月二日

紀伊前司重親

〔去年世戸口美作守上洛之時、本庄新次郎殿へ用書候處、折ふし左在國候故、向名右兵衛尉殿返事候、此度念仏寺之上洛、右兵衛尉殿用書状候へ共、新次郎殿本服之段、彼返事にて候、十月十日下着候〕

六日下着候

進上 本庄右兵衛尉殿御宿所

〔念仏寺藤澤清浄光寺へ參上之時十日之立にて候へ共、吉日にて今日二日之日付〕

〔史料23〕 (本一一二〇)「本田重親書状案」

謹言上、抑去年忤者參洛之節、以御取成〔近衛親家〕御家門様被御覽候、於拙者面目奉存

候、就中拙詠之分、乍憚奉入御上覽候處、剩 御家門様少々御點等、不可有古

今事候、仍雖輕略之至候、白髮一斤奉進上候、此旨具御披露頼入候、恐惶謹言、

〔天文十六年〕

六月二日

紀伊前司重親

〔日野則左大辨宰相殿へ草案〕〔念仏寺留守坊主藤澤清浄光寺へ參上之時、十日之立にて候へ共、進上 本庄右兵衛尉殿 吉日にて候間二日之日付道而之状〕

〔史料24〕 (本一一二二)「本田重親書状案」

猶々彼時宗拙者一入知音候、嶋津家にて被居候、為考察候、

謹言上、仍御下向以往不奉拜顔候、二六時中乍恐御床敷奉存候、隨而彼時宗万

徳寺藤澤清浄光寺へ被罷越候、以其次申上候、雖輕微之至候、段子〔端青奉進〕

上候、以此旨、御披露頼入候、恐惶謹言、

〔天文十六年〕

六月二日

紀伊前司重親

〔左大辨宰相殿へ之草案〕〔念仏寺留守坊主藤澤清浄光寺へ參上之時、十日之立にて候へ共、吉日進上本庄右兵衛尉殿 にて候間二日之日付〕

〔日野殿為御音信之一通之状二書段子一、又去年歌日野殿以御納得、近衛殿御合點候為御礼状

一通白髮一斤、一通分々二音物書之せ候、御返事にハ状一通二種の御礼候ま、愚文ニそ

へ置候〕

〔史料25〕 (本一一一九)「本田重親書状案」

謹言上、抑兩年以往乍恐紀伊守申上候、過當之至候、仍官用香爐一丁香三斤

進上、於未來併可為御青侍候、此旨具可預御披露候、誠恐誠惶謹言、

〔天文十六年〕

六月二日

藤原重親

〔近衛殿へ草案〕〔念仏寺留守云々同前〕

進上 左大辨宰相殿

〔史料26〕 (本一一一八)「本田重親書状案」

謹言上、仍御下向之砌、奉拜顔候、乍恐其後御床敷奉存候、然者去年薰衣香頂

戴、過當之至候、仍白髮一斤・官用皿十進上、於向后每事可得御尊意候、此由

能々可預御披露候、誠恐誠惶謹言、

〔天文十六年〕

六月二日

藤原重親

進上 本庄右兵衛尉殿

〔左大辨宰相殿へ草案〕

〔念仏寺藤澤清浄光寺へ参上之時、十日之立にて候へ共、吉日にて候間、二日之日付〕

〔史料27〕 (本一〇四) 他阿弥書状

就念佛寺新命之儀、預芳札、誠以珍重候、就中香爐麝香如御狀到來、為悦之至候、仍彼住持職之事、會下之衆雖可申付候、止住難遂候之間、彼仁任御所望相授候、弥御入魂候而、寺家繁昌可然候、次見米候条、真羽二尾・鳥子紙百枚寺家可令申候、穴賢々々、

南無阿弥陀佛

八月廿三日

他阿弥道士

本田紀伊前司殿

〔史料28〕 (本一六七) 近衛植家書状、〔前編二〕二五五〇

芳墨披見、本望至候、殊段子一端青・官用茶碗廿到來候、種々懇意之至、祝着此事候、仍色紙卅六、雖其憚多候、染筆進之候、於向後者、切々可申通事可為本意候也、かしく、

九月九日

(花押)

本田紀伊守殿

〔史料29〕 (本一一三二) 近衛植家書状、〔前編二〕二五五二

珍札祝着之至候、抑官用香爐一・丁香三斤到來候、懇意之至、芳情喜悅此事候、仍一冊花月、乍憚染筆進之候、於向後者、切々可申通事可為本望候也、かしく、

九月九日

(花押)

本田又二郎殿

〔史料30〕 (本一六五) 近衛植家書状、〔前編二〕二五五二

家門由緒之事、如言上異于他事候、弥可申通之段、不可有別儀候、仍金襴沓端赤到來候、懇之儀、尤祝着之至候、仍日野中納言可申候也、かしく、

九月十五日

(花押)

本田紀伊守殿

〔史料31〕 (本一六六) 日野町資將書状、〔前編二〕二五五三

對万德寺一書之旨、令披覽候、御一家之儀、右人將以來異于他之条、無余儀候、殊就藤家御由緒之趣、先年内々以柏市承候、具申入家門候、只今弥無別儀候、然者可被仰 公武之旨、尤可然御思召之由候、此段又彼上人申合候也、謹言、

九月十五日

(花押)

本田紀伊守殿

本田殿

資將

〔史料32〕 (本一六八) 日野町資將書状、〔前編二〕二五五四

就万德寺上洛、被献芳札令披露候、仍色紙卅六、被染御筆候、殊彼上人被御覽候、尤面目候、委曲可相見御返事之間、令省略之也、謹言、

九月十五日

(花押)

本田紀伊守殿

本田殿

資將

〔史料33〕 (本一六九) 日野町資將書状、〔前編二〕二五五五

万德寺以上洛之次、預芳札候、則令披見候、本望候、誠久不申通候、御床敷候、殊段子一端青・白髮一斤到來候、芳情候、先年如尊意、無失念至當年、音問尤大切候、仍當今宸翰十枚献之候、随分候、委而彼上人申合候条、閑筆候也、謹言、

九月十五日

(花押)

本田紀伊守殿

〔史料34〕（本一一二九）源重保奉口宣案）

口宣案

上卿 日野中納言

天文十六年九月十五日 宣旨

從五位下藤原重親

〔代々子々孫々〕

宣任左京大夫

藏人頭右近衛權中將兼中斐權介源重保奉（進出）

〔史料35〕（本一一三〇）日野町資將書狀、〔前編二〕二五五六

左京大夫口 宣為冥加申調進之候、尤御面目候、弥国家長久基候、仍太刀一腰令獻候、併表祝儀計候也、謹言、

九月十五日

（花押）

本田又次郎殿（重親・親紫）

〔史料36〕（本一一三三）日野町資將書狀、〔前編二〕二五五七

以方德寺被猷芳札候、則令披露候、仍花月集一冊被染御筆候、御自愛令推察候、

巨細猶可相見御返書之条、抛筆候也、謹言、

九月十五日

（花押）

本田左京大夫殿（重親・親紫）

〔史料37〕（本一一三四）日野町資將書狀、〔前編二〕二五五八

弥書披見、併成再會思候、尤令満足候、殊官用皿十・白髮一斤送給候、祝（令脱カ）着候、

抑 勅筆短冊十枚進之候、委曲方德寺可有演說候条、不能詳候也、謹言、

九月十五日

（花押）

本田左京大夫殿（重親・親紫）

〔史料38〕（本一一八四）日野町資將書狀、〔前編二〕二五五九

猶々弥無御悉等之段、所希候、將亦本庄新次郎有子細、他国させ候由、

去年申下候、今度陣中令登城、種々為 家門被仰付候間、出頭させ候、然

者如前申次申付候、こと／＼しく候へ共、為御案内存候、貴殿之儀、乍恐

親子同前存候間、聊不殘御心底諸事承候ハ、尤可為喜悅候、

柏雨いまた在国候らん、珠賢其分候哉、何も面白金玉共候哉と、可然候と、

又嶋津家よりやかて可被上洛人之由、堅約束候、于今無音、且者愚臣令難

儀候、万德寺へも大方申候ま、彼仁躰さしこされ候て存候、可然様罷立

候ハ、可進候（脱カ）、京都にて相應事候、諸事可中沙汰候、旁期後便、段々中

ても／＼、先年下国之砌、懇切難中盡候、あはれ、いかなるたよりも候

ハ、再會之望までて候、乱中取乱ながら染白筆、一度ニさをし述候事候、

將亦愚臣當官權中納言候、然者副家名候て、日野中納言中候、左大弁宰相

迄共候事候、以後為御意得中候、あはれ、被得上洛も候ハ、於家門御會

等申沙汰催興度候、たゞし如此中候へ共、京都何も可成行哉、不存知候、

入江兵部殿自然御參會候ハ、御言傳之よし申度候、

隨可届及候、頼入候、貴久無何事候哉、朝夕御床しく候計候、切々鹿子嶋

へハ御出候哉、伊大和守殿又床しく候、忍室和尚無殊事候にて、何も／＼

不失念候、来春問状可中申度候、無御等閑、書中努／＼不可有外見候也、

万德寺令對談、誠見參を入候心ちして、祝着無是非候、さま／＼の儀候處、

乱中之事候間、菟角うち過候、無念存候、在京さへ玉さか得まし、彼是相似

如在候歟、口惜候、

御息左京兆之事、令中沙汰、口宣案庭田と中公家、只今頭中將にて候、羽

林家の人依家中將にて、貫首にふし候て、公事政を奉行候、これを頭中將申候、辨しく貫首之補る人を頭弁と書候、御分別にて候らんすれとも、為御意

得もしやと申候、

二 叙爵之事、則一紙に宣下候事も御面目候、然乍父子同前候、

三 今度万徳寺貴殿四品事内談候つる、いまた叙爵已後加級も候ハぬま、難調候、

此段又上人江申分候、如此申候へ共、可依事哉、何か、公武江御礼等被申者、おのつから御面目なる計共存候、

四 御家門・愚臣江種々重寶共給候、毎々懇意、不知所謝候、珍さまなる物も入

見参度候へとも、乱世旁取乱候、其上來春に召下人可申間、期其時候、

五 誠憚多乍申上事、從去年大乱者、弥一家之段及大破、無正躰候、愚臣頼入候

仁躰、只今貴殿計候、家門御儀、嶋津御請被申候、善悪其以各を^名残候様、預

御馳走候者、尤可畏入候、更非別事候、如形新殿其望候、於公儀別而可奉

公候、何事にても可承候、

六 禁裏江御礼被申候、轉奏廣橋ニ尤可然候、彼家中次速水右近太夫候、去

年為礼彼上人對顔候、尤可然候、但し又愚臣かたへ成共可承候、

七 武家御礼之事ハ、中次大館左衛門佐候、又伊勢守ニても可為尊意次第候、只

今取乱候間、來春便宜猶可申候、

八 左京兆無何事哉、御床敷候、年々御音信候にて、御家門御祝着計候、又何

にても一冊御所望事候ハ、承候て、家門へ御筆を染させ可進入旨申度候、

返々此度如何様の馳走も申すて、對上人失面目候也、被加筆言候て可被下候、

猶細期春閣筆候、恐々謹言、

九月十五日

(花押)

本田紀伊守殿

本田紀伊守殿

資將

〔史料39〕(本一・二二二)「本田董親書状案」

御書謹奉拜領候、然賀茂之社再興之儀、社司縫殿助下国候、仍嶋津へ御書御書

被成下候、定馳走之旨候哉、然者隅州之内之面々半分、當時者鹿兒嶋へ不忠之

刻候条、奉加判無之候、拙者事、蒙尊意候間、雖輕微候も正奉進宮候、此等

之儀、向後不被仰下之旨候、奉得其意候、為祝言之奉加之加判、愚息左京大夫

令申候、委曲彼方可申上候、以此旨、可預御披露候、誠恐誠惶謹言、

〔天文十六年九月到來〕

十一月三日

紀伊守董親

〔日野町権中納左大辨室相殿返案〕

進上 本庄新次郎殿

〔史料40〕(本一・二二四)「本田董親書状案」

御書之旨謹奉拜讀、過當此事候、抑嶋津三郎左衛門尉被仰下候趣、可中間候、

定而可被奉馳走候、就中輕淺之至、雖多其憚、丁香一斤奉進上候、以此旨、可

預御披露候、誠恐誠惶謹言、

〔天文十六年〕

十二月七日

紀伊守董親

〔近衛殿へ之返案〕「此年、上使伊集院へ下着、其名ハ宗覺齋、民ハ余宿齋、御書之事ハ、石谷伊賀進上 中納言殿 守殿以御傳達到來候、彼御使ハ高來へ所領被持候て年々被下候也」

〔史料41〕(本一・二二三)「本田董親書状案」

貴書之趣具致拜見候、抑嶋津御殿料之事、不寄多少京着候之様可中間候、定而

可被奉馳走候哉、委曲猶宗覺公可有御披露候、仍雖輕薄之至、丁香一斤令進上

候、以此旨、可被御披露候、誠惶謹言、

〔天文十六年〕

十二月七日

紀伊守董親

〔日野殿へ返案〕「此年、上使伊集院へ下着候、其名宗覺齋、民余宿齋、御書之事ハ、石谷伊賀守殿進上 本庄新次郎殿殿 以御傳達到來候、彼御使ハ高來へ所領被持候て年々被下候也」

〔史料42〕(本一・八〇)「近衛植家書状」、『前編二』二二五二七

去年連々音信、尤以本望候、抑殿料事内々申候処、嶋津三郎左衛門尉領狀、祝

候也、かしく、

二月廿八日

(花押)

本田紀伊守とのへ

(*108)「正統系図」

〔史料43〕(本一八七)「日野町資將書状」、〔前編二〕二五二九

辛便之条令啓候、去年者懇札、殊種々重寶令祝着候、公私御報申候、相届候哉、
嶋津御請被中候御殿料之事、于今御無責、於私令迷惑候、先不寄大少京進候様、
別而御馳走頼入候、委曲宗覺可申候也、謹言、

三月二日

(花押)

本田紀伊守殿

〔史料44〕(本一三九)「北郷忠相書状」、〔前編二〕二五六〇

追而都城女中様弥御有付過御推量候、千万々日出度候、如何様以使者御祝
言可申加候、恐々、

御札之旨、委細令披見候、仍念仏寺藤澤江御登、以其次近衛殿江被音信候處、
被成 宣下之由、千万日出度候、誠御而目此事候、如何様従是御札可申條省略
候、恐々謹言、

霜月三日

忠相(花押)

本山左京大夫殿御返報

〔史料45〕(本一四一)「肝付省鈞兼統書状」

始而預芳翰處、快然之至候、仍自近衛殿様官途御給之由、日出候、如何様従是
御札可令申候、佳事、恐々謹言、

霜月七日

省鈞(花押)

本田左京大夫殿御返報

肝付河内前司入道

本田左京大夫殿御返報

省鈞

日野町資將は天文十三年(一五四四)十一月二日に西国へ向け出發、十四年
十二月二十五日頃上洛した(註7)。「島津国史」「貴久公記」「箕輪伊賀覚書」

「貴久譜」⁽²⁴⁾には、天文十四年三月十八日、豊州家島津氏忠廣・北郷忠相⁽²⁵⁾が本

田・伊地知以下と共に貴久を推戴した記事に続けて、近衛家から資將が下り

「相界玉札及束帯御衣於貴久」「貴久譜」、「則守護職御祝言ノ装束ト被成」(箕輪

伊賀覚書)たという。勿論資將下向の主な目的は近衛邸造営費用の確保であり、

京を発った時点で貴久の守護職が確定していたわけではない。一方この時期本

田董親は島津貴久から四月十八日付で大隅国内の牛根・辺田・二川・堺及び東

郷・日当山城用富名の計二十四町を「奉公賞」として宛行われている(家記七

三・七四号)。日野町資將が薩摩国に入った時期や経路など不明だが、その出国

について、資將の出船(場所は不明)は六月二十日頃に予定され、七月九日まで

に有馬に到着滞在、十日には豊後へ向けて出發予定であったことがわかる(史

料1・2・3)。ともあれ資將の下向は、島津日新(忠良)・貴久父子にとり政治

的には効果的な出来事だったのであろうし、また参集参会した島津一族諸家や老

中以下の家臣・有力国人などにとっても京都との關係を深め、またはその文物

にふれる好機であったろう。資將一行の滞在中詩歌の交歓がなされたことも窺

える。またこの一行には、この後董親と資將の間を取り持つ申次の本庄新次郎

(将久)もいた。

近衛家方と島津氏・本田氏のやりとりは、翌年二月二十九日付の「連の近衛

植家・日野町資將・本庄将久書状」⁽²⁷⁾にみることができる(この時期の近衛植家書状

では「貴久」とのみ記す)。本山董親に対しては「對貴久忠功」(4)が求められ

「御殿新造之事」への馳走が強調されている(5)。これら二月付書状は、福昌

寺僧の下国により(13)五月に、家臣の伊勢・高野巡礼に併せて近衛家方への

音物を考えていた董親のもとに届けられた〔8〕。

董親はこれに対して六月五日付で書状を認めた（史料6）は資将宛で差出「前紀伊守」、〔7〕から〔9〕は本庄将久宛で差出は「藤原董親」。近衛植家へは「詠草一卷」（三十首和歌）の上覧を願ひ出ている〔7〕。資将へは家臣（世戸口氏）に書状や進物を持たせたことを伝え、「御殿新造」についてもふれ〔8〕、本庄将久宛の案文〔9〕では造営費用について「定可被致馳走敷」と述べている。また追而書から嫡子又次郎（重親）も天文十四年の資将一行に参会したことが窺える。

この董親書状に対して近衛植家は、同年八月十六日付の書状〔10〕で「三十首和歌」を一覧して付墨したことや進物（繻子）の札を述べ、また別に進物（丁香）の札と共に「山緒共重子他」と本田氏と藤原氏の由緒があるやに述べ（藤原姓の承認、かつ百人一首を与えた〔11〕。資将も同月十八日付書状〔13〕で進物（唐皮・唐玳瑁・唐食籠・緞子）の札を述べている（使者は本庄右兵衛）。またこの間、董親側から入江氏を通して「御進物共持参」したので、官位について「従本所（資将）涯分調可被中之由」〔12〕とみえ、董親が近衛家をはじめとする要路に種々金品を贈ったこと、それに応じて資将が董親の官位に関わり働きかけを行っていたことが窺える。八月十一日付で董親は受領受爵（従五位下紀伊守）、資将は十八日付の添書きを認めている〔14〕〔15〕。また資将は同日付で、重親に対しても進物（丁香）の札を述べ「薰衣香袋」を与えている〔16〕。但し「歴名土代」には董親の名を見ない。また〔10〕から〔13〕、〔16〕はそのまま「附録一」に採録されているが、董親の受領受爵関係の〔14〕〔15〕のみ採録されていない。

天文十五年の秋冬から翌十六年春までの本田氏と近衛家方との交渉は不明で、京都の政局が不安定であったためとも推察される。推定天文十六年四月十日付

の日野町資将書状〔17〕では、賀茂社造営のため社司縫殿助が下向する際に鳥津貴久へ「御分國中奉加」下知について依頼をしている。資将からみて、鳥津氏重臣として董親の働きかけを期待するものと受け取れる。

天文十六年六月十日に念仏寺留守坊主万徳寺が藤沢清浄光寺へ「十念頂戴」〔22〕に立出するに当たり、（原註によれば吉日故に）二日付で董親・重親父子は一連の書状を認めた〔19〕から〔26〕。差出は「紀伊前司董親」・「藤原重親」、宛所は日野町資将及び本庄右兵衛尉（史料22）原註によれば、前年本庄将久宛に書状を認めたものの、当時在国中で右兵衛尉が応対したため。董親からは金襴〔19〕や緞子・官川茶碗〔20〕を植家へ、資将へは唐綾〔22〕・白髪〔23〕・緞子〔24〕が進上され、重親からは官用香爐・丁香を植家へ〔25〕、資将へは昨年拝領の「薰衣香」の札を述べ白髪・官用皿〔26〕が進上されている。董親は自らの詠歌が植家の高覧にあずかり加点されたことに感激しているが、特に「去年為御由緒之御下知御上意、誠恐至極畏入之段」として藤原氏との由緒を殊更に意識し強調している点が注意されよう。本田氏の意識に、元來頼朝以來大隅国「守護職」であり、鳥津氏下向以後はそれに属して進退を頼み守護代と号したものの「近年 公武之言上申事も断絶」している中で強く藤原氏との関わりが意識されていたとすれば〔18〕。但し本文書については検討を要す、これは鳥津氏譜代の被官の立場ながら、近衛家との由緒を梃子に（この主張は〔18〕行間の季安考証（省略）では否定されているが）白家の権威を高めようとする董親の方向を示すものともいえないだろうか。重親に至っては「於未來併可為御青侍候」〔25〕とまで述べている。

「紀伊守」董親が近衛家側へ期待したのは「又次郎（重親）官爵」であった。これは既に資将の鹿兒島滞在中に董親から相談し〔21〕、「本庄殿（将久）以面承事」「可為御調法之由承候」〔22〕ことであった。この期待は間もなく実現する。

同年九月九日付の本田父子宛の近衛植家書状〔28〕〔29〕には先の進物の返礼と色紙・花月集一冊が下され、続く九月十五日書状〔30〕では進物返礼に加えて「家門由緒之事、如言上異于他事」との言葉が載せられ、これをうけた同日付日野町資将書状でも進物への礼と宸翰下賜〔32〕〔33〕に加え、「右大将以来異于他」であり「藤家御由緒之趣」は植家に具に申し入れ「無別儀」、従って「可被仰 公武之旨、尤可然」と近衛家側から朝廷・幕府への働きかけが示されるのである〔31〕。「歴名土代」に重親の叙爵は天文十六年九月十二日とある。重親は先ず従五位下に叙せられ、九月十五日付源（庭田）重保奉口宣案〔34〕により左京大夫（左京兆、従四位下相当）に任ぜられたのであろう。そこで資将は同日付書状〔36〕〔37〕で「本田左京大夫」宛に進物の返礼を述べ、植家筆の花月集一冊〔29〕を示すや「勅筆短冊」を送ることを申し添えたのである。

享祿元年（一五二八）生まれの重親に対して、永正十一年（一五二四）生まれの太守貴久が従五位下・修理大夫に任ぜられたのが天文二十一年六月十一日付であったことと比べれば、この叙爵は当時の朝廷・幕府への働きかけという点で、本田氏が鳥津氏以上に積極的であったことを示すものだろう。今谷明氏が天文年間に大名や地域権力者に「ランクより上の官を任ずる」という大名官途の嵩上げが行われたと指摘された（『戦国大名と天皇』）状況で、官位があくまで名目的であったにしても、薩州家の勢力を抑え、有力庶家や国人から守護に推戴されたといえ、実質的支配領域の限定されていた当時の鳥津忠良・貴久父子にとって、本田氏が独自に近衛家との関係を深めるのであれば、それは決して好ましい事態ではなかったであろう。近衛家方からみれば、あくまで本田氏は太守鳥津貴久を支える譜代の重臣との位置付けであったにしても。

一連の書状と当時の事情を考えながら、やはり同月十五日付の資将書状〔38〕をみると興味深い。資将は使者万徳寺と対談し、董親の音信を喜びながらも乱

中とかく過ぎ在京さえできかねる状態であることを述べる。以下①左京大夫重親について、口宣案の職事（庭田重保）・頭中将や頭弁について説明し、②叙爵（初めて従五位下に叙せられること）については、「一紙に宣下候事」も面目をほどこすことであり「父子同前」であると述べている。③万徳寺を通じて「貴殿（董親）四品事内談」がなされたが、資将は「いまた叙爵已後加給も候ハぬ」ので調え難いこと、しかし「可依事」として今後の「公武江御札等」によって「おのつから御面目」として、朝幕要路への働きかけ次第、と示唆している。④近衛植家や資将自身への本田氏からの音物へ礼を述べ、また一方で珍品をも入見したいものの乱世で叶いがたく、来春に下人を召し申すべし、としている。⑤天文十五年以降の「大乱」のために「一家之段及大破、無正跡」状態であること、それ故資将が頼みとするのは只今は董親ばかりである、として近衛家の依頼、特に御殿新造の件については鳥津氏と共に董親の助力を求めている。⑥禁裏への礼について指南し、広橋家が（回家申次速水右近太夫（有益）が去年万福寺と公つており）よいが、資将方でも可としている。⑦幕府への礼については中次に大館氏・伊勢氏を挙げながらも「只今取乱」でおり、来春に伝えるとする。⑧そして資将は董親・重親父子の年々の音信に改めて謝意を示し、来春を期して欄筆、また追而書で⑨本庄将久については子細あつて他国させていたが「今度陣中登城」させ前の如く申次を申し付けたこと、⑩董親のことは「親子同前」に存していること、⑪鳥津家より上洛を約していた者達が未だ連絡なく「令難儀候」と述べている。また⑫資将自身について、「當官権中納言」であり家名を副えて「日野中納言申候」と伝えている。以下京都情勢の先行きへの不安、貴久の安否、董親が鹿兒島へ出ることはあるかなどと述べ、また伊集院大和守（忠朗）や福昌寺の忍室和尚（忍）などにも言及している。本田董親・重親父子への好意・全面的信頼を示す一方で、貴久やその周囲への配慮も窺える。

四月十日付日野町資将書状〔17〕に対応する董親書状案〔39〕をみよう。賀茂社司がこの間下国して島津氏に再興（造営）を依頼したことと共に、当時大隅国領主の半分は「鹿兒嶋へ不忠」であり「奉加判無之」状況であること、董親から寄進を行うこと、これは今回のみのことでもあり「祝言之奉加之加判」として董親と共に協力を約し錢千疋を寄進するとしている。³⁶原註に「天文十六年九月到来日野町中納左大辨宰相殿返案」とあり、本文書中董親の官途左京大夫を記すことから、万徳寺は近衛方の書状などを携えて急ぎ帰国したものとと思われる。賀茂社奉加の件からは、大隅国守護代としての董親の立場と、守護島津氏の影響力がまだ十分浸透していない当時の大隅国内の情勢、そしてまた独自に寄進を行う本田董親の積極的姿勢と経済力などが窺える。

この間、近衛植家と島津貴久との交渉は、本田董親に比すれば密接とはいえないように思われる。九月三日付「嶋津殿」宛の近衛植家書状（『前編』二二五四九号。原註は「天文十六年歟」）では「久不申通候、疎遠之至候、日野町上洛以來無音」「菟角無沙汰遺恨候」とあり、これが仮に天文十五年の書状であったとしても、同年六月から八月の本田氏と近衛家方のやりとりと比すれば、董親の方がより積極的に接触をはかろうとしている、といえないだろうか。勿論植家から島津氏への働きかけは以後もなされ、本田氏への好意もその一環として考えられよう。また同書状が「旧記雜録」原註の如く天文十六年のものであれば、対島津氏政策の上でも、近衛家にとって本田氏の存在は重要であったと推測できる。

十二月七日付の近衛植家への返案〔40〕は資将宛であるが、それまでの「左大辨宰相」ではなく「中納言」と記され、「嶋津三郎左衛門尉（貴久）」へ「被仰下候趣」を「可申聞」とみえ、また同日付資将への返案〔41〕でも「嶋津御殿料」については多少によらず京着するよう「可申聞」とみえ、詳細は「宗覺

公」が披露する、と結ぶ。同文書原註には、宗覺が上使として伊集院へ下着、近衛家方の書状は石谷伊賀守が伝達したという。宗覺は「高来へ所領被持候て年々被下候」とみえる人物で、推定天文十九年閏五月十四日付肝付河内入道（省釣）宛の近衛植家書状（『家わけ』二四一）、『前編』二二三四号）にもその名をみる。

二月二十八日付近衛植家書状〔42〕には「殿料事内々申候趣」「嶋津三郎左衛門尉」の領状（承造）が植家に伝えられたものの、その後進展せず「急度京着候様馳走」を董親に依頼している。三月二日付日野町資将書状〔43〕でも、島津氏が請け負ったはずの近衛邸造営費用についてその後音沙汰なく「迷惑」であること、大小によらず京進するよう董親に「別而御馳走」を依頼、詳細は宗覺が申す、とする（いずれも〔40〕〔41〕に対応する内容）。これが仮に天文十六年の書状としても、³⁹近衛家と島津貴久の間における本田董親の役割がやはり大きなものであったことを示す内容だろう。⁴⁰

本田董親宛の北郷忠相と肝付省釣（兼統）書状〔44〕〔45〕はいずれもその叙爵を祝う内容である。北郷忠相の孫時久（父忠親は天文十四年に豊州家忠廣猶子となる）室及び忠相二男（忠親弟）忠孝の子忠増室は董親の娘（『諸氏系譜』北郷氏一流系図）であり、董親が清水を退去して庄内に赴いたのもこの縁によると考えられる。なお史料〔44〕の追而書部分は「旧記雜録」に欠落しているが、「都城女中様弥御有付（嫁ぎ先で落ち着くこと）」は董親娘のことを示す文言か。⁴¹また肝付省釣書状では「始而預芳翰」とあることから、叙爵以後董親自身が董親と共に、直接周辺の有力国人層との接触をはじめたことが推測される。

4 本田氏の進物について

本田氏から近衛植家・日野町資将に送られた品々について示す（授受の確認

できるものについては「数字」で進上・受取を示す。

【董親から近衛植家】

繻子一端赤〔7—10〕、丁香五斤〔8—11〕、金襴一端赤〔19—30〕、緞子一端青・官用茶碗二十〔20—28〕、丁香一斤〔40〕

【董親から日野町資將】

唐扇〔1〕、唐皮一枚・唐玳瑁之瓶一對・唐食籠・緞子一端淺黄〔8—13〕、唐綾一端水色〔22〕、白髮一斤・緞子一端青〔23・24—33〕、丁香一斤〔41〕

【董親から近衛植家】

官用香爐一・丁香三斤〔25—29〕

【董親から日野町資將】

丁香二斤〔8—16〕、唐鈴瓶一對〔9〕、白髮一斤・官用皿十〔26—37〕

繻子・金襴・緞子や唐綾・白髮（しらが。白い絹糸）などの糸織物類、丁香（丁子）、官用（官簾、即ち中国景德鎮産）茶碗や皿など、対外交易によりもたらされた品を中心とした高価な品々が目立つ。これらを本田氏がどのようにして手に入れ、京都まで送ったのか、今明らかにはできないものの、本田氏の経済活動や富裕ぶりを連想させる。やや時代は下るが、永祿十二年（一六五九）から翌元亀元年頃と推定の「某書状」⁴⁴には、当時大隅から日向南部に勢力を有し守護方と敵対した肝付氏が「剪取」の対象とした船に「宮内・加治木・鹿児島・山川・坊之津出入之船」とみえ、当時の宮内（大隅正八幡宮の宮内、天降川西岸、近世国分郷内村・見次村・内山山村）⁴⁵が島津氏方の主要港湾であったこと、宮内の南に位置する浜之市が「鹿児島城下から日向方面へ向かう道筋の出発点となる大隅地方の重要な湊」⁴⁶であったことなどから、正八幡宮の社家を退去させ宮内をも勢力圏下に収めた本田董親により、ここを拠点に交易活動が積極的に行なわれた可能性も考えられる。

「家記」所収の文書からは具体的数字は不明だが、当時の叙位任官や偏諱授与に対する礼物として大名などから將軍・天皇などへ進上される金品や経費には莫大な費用のかかることが指摘されている。⁴⁸天文十年八月二十八日、伊東義祐の大膳大夫任官（正五位下相当）の場合、「日向記」⁴⁹には、朝廷へ太刀一腰・青銅五千疋、伊勢貞孝へも太刀一腰・鳥目二千疋が献上されている。「御進物共持参」による資將らの働き¹²や、董親の「四品事内談」に対する資將の「公武江御礼等」による叙位の示唆³⁸などを併せて考えれば、本田氏の経済力も小さくはなかったと思われる。

5 その後の本田氏

『本藩人物誌』には、庄内退去後の董親について「天正二年廿日辰辰ヲ入来院ヨリ進上候間、紀伊江可被下敷之由上意有之、○覚兼日記ニ天正二年十二月六日地頭并天辰ヲ被下候、御祝言ニ御酒進上ナリ、同四年四月九日犬追物、董親射犬二疋、同十二年又射三疋」「同六年大友日州へ攻入候砌、義久公御供ニテ罷立候、同十二年九月肥後国へ出陣へ天正十二年正月永吉地頭紀伊守ト有之由、同十四年七月築紫岩屋之城攻之時出陣、肥後国八代ニ罷在候」「天正三年三月十五日、義久公御世始之犬追物董親射手ナリ」「同月十七日犬追物射手七疋イ（朱書）同年「四月廿一日（朱書）」琉球人為御会尺犬追物董親射手之内ナリ」とある。『上井覚兼日記』⁵⁰天正十二年正月十一日条に「永吉地頭本田紀伊守」がみえる。「家記」には原註天正二十年五月六日付の本田紀伊入道宛の島津義弘書状を載せる（七九号）。嫡子親兼（董親）についても『本藩人物誌』に「○本田大炊大夫親兼（初董親又二郎左京大夫従四位下法名玄斎）」とあり「父同前被召出大炊大夫ニ相成、義久公ニ奉仕、天正六年耳川御陣ニ罷立候、同十一年十月肥後八代江在陣、同十五年、竜伯公初テ御上洛之時御供仕候」⁵¹とある。

「家記」親兼譜には「其後改先非奉仕 太守義久公、此時帝ヨリ左京大夫朝臣ト代々ナサレ候ヘトモ、清水落城シテ 太守へ御奉公ニ付、義久様へ託申、大炊大夫ニマカリナル也、大夫ノ官ヲソレアル故也」とみえる（なお「家記」には「ハリシ」として「市米地頭」と記すが、尚古集成館所蔵「日置郡地誌備考」中の「地頭系図」にその名はない）。以下嫡子公親（与左衛門尉・入道玄叱）は龍伯富隈居城の際の家老で曾於郡地頭、元和四年死去、公親と伊集院幸侃娘との間に生まれた元親（作左衛門尉・美作守）は曾於郡・敷根地頭と記されている。「上井覚兼日記」天正三年正月十七日条にも本田紀伊守がみえる。『季安五』所収「御旧式類抄」一七号には「本田大炊太夫公親御年男日記」として、天正八年（二五八〇）正月の記事を載せ、元日条には「本田・平田となけしより上に奏者仕」とあり、本田には「董親」と朱註される。また天正十年の「伊地知重元年男日記」（『季安五』所収「御旧式類抄」一八号）及び天正十一年の「伊地知重則日記」（同一九号）にも元正に川上久辰・伊地知重順と「本田紀伊介」が「なけしの上三奏者」とみえ、天正十四年正月の「伊地知重元年男日記」（同一二号）でも「本田殿（董親）」がみえる。「伊地知重英調書」（同一五の二号）によれば本出家は十五日焼飯であったようで、天正八・十・十一・十四年のいずれも十五日に關係記事がみえる。

なお「高津家因老並御用人記」（東京大学史料編纂所蔵高津家本）中、義久隠居後の家老に本山與左衛門尉公親（入道玄叱）がみえ、記事に「本田新次郎家十代大炊太夫親兼子也、曾於郡地頭」と記す。「君家累世御城代御家老記」（『鹿兒島市史Ⅲ』、底本は鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫中）の本田系図には、董親が清水を逐われた後「数世ヲ経テ延享四年作左衛門由親大日附ニ任シ寄合ニ列ス」とみえる。由親は公親孫宣親の養子道親（肝付兼武二男）の孫に当たる

（『薩陽武鑑』、発行尚古集成館、一九九六）。

一方「庄内地理志」卷三十五（『郡城市史 史料編近世2』）中御座列人数山緒之次第に「本田蔵人太夫親豊子孫」の本田氏がみえ、親豊は董親二男、また董親息女は北郷時久様室として「相久様・忠虎様・池之上様御母堂」であること、親豊以来北郷家に奉公、と記す（『本田家總譜』中「本田氏正統系図」での董親二男は親光、三男親榮（蔵人大夫）と記す）。卷四十八中補陀山慈眼院元跡記事（註24）に董親夫妻墳墓の記事があり、董親は「法閑清珠居士」（「家記」には「法名寶鑑清珍居士」と記す）、妻は「華屋妙榮大姉」とみえ「右両石塔、死年月日不知、嫡流ハ在鹿府、当地本田十右衛門」とある。「庄内地理志」によれば、董親夫妻は晩年庄内で過ごし葬られ、またその系統は嫡子が義久家老を勤め後に鹿兒島居住、二男家が北郷氏家臣となった、ということになるのだろう。

三 「家記」と伊地知季安「国分正興寺二王之私考」

伊地知季安と本田家關係史料の関わりについて補足する。季安の著作で天保七年（一八三六）成立の「国分正興寺二王之私考」⁽⁵³⁾（以下「私考」と表記する）は、寺伝で鳥津氏久・本田親治（忠親）真像とあり、破損著しかった国分正興寺の仁王像に関する考証で、七月晦日付と九月二十六日付の追考からなる。考証の契機は追考の後半に記されている。それは「当年（天保七年）」が「齡岳様（氏久法名）四百五拾年御回忌」に当たり、また本書の宛先となる「和山秋実」が「湯治先より不図御參詣為被成出三而鳥渡任御尋」たからであった。季安は先ず「小冊」を按じて和山氏に見せた。これが「私考」七月晦日付分である。ところが季安は「何分ニも世上流布之廟堂要覽等ニ不見當説ニ而、何歟新奇之妄説等好而書立様被思召方も有之間敷共難申」ので念の為に「内々吉十郎殿相頼、親治子孫探真候」て考証を行い、改めて自説が疑いないと結論したのであった。これが九月二十六日付の追考である。追考冒頭部に「城ヶ谷本田家ハ親治子孫

二候間、為念本田善十郎殿相頼内々探貫候処、嫡流九代因幡守忠親、初名親治二郎与為申人之譜^二左之通證據書載有之由」とあることから、季安の求めた親治子孫が城ヶ谷の本田家であったことになる。『私考』の引用に「自家旧記曰、親春之代正興寺之三天御作らせ候(中略)正興寺住持笑翁ヨリ到来候書付写山門二天(持国天多聞天)、左者島津氏久公之御尊像、御廟所正統庵有之、右者本田親治之影像、廟所正悟院有之、曆応元年」とある。これは「家記」本田忠親譜中同文の記事である。また季安が「本田譜二者」として引用した箇所も「家記」忠親譜と同文である。季安は「自家旧記」(季安はこれを「本田家の旧記」とも記す)・「本田譜」を引きながら「私考」で自説を展開しているが、以下これらの記録に接した経緯や「家記」記載に関わることについて、「私考」の関係箇所を示そう。

先ず季安は七月晦日付の記述で、大隅国守護職を父島津貞久から譲られた氏久が、大隅経営の進展を願ひ持国天を刻ませた際の願文⁵⁵を挙げ、「御願文當分重留船津村森永門百姓仲太郎と申者所持仕居候由」と記す。この仲太郎家について季安は続けて「右外御判物等も所持仕居、河野通古大概記にも氏久公御證判敷通帖佐船津村の百姓所持中候、此者姫木嫡家歟と存候与有之」「船津村其後重富江被召付候間、右仲太郎家三可有之、因是清水・姫木辺三右御真影之佛像御安置之寺等可有之等与存、一兩年跡国分郷士安楽仲兵衛參候節相尋中候処、国分内村の正興寺仁王の儀、氏久公并本田親治真影と申傳元禄年間御影飾被召替御の古帳に其通書記有之段承届、右御願文ハ其鉢内ニ被記置候御銘文の古写ニも可有之哉、符合仕事候ニ付国分にも私より写置置申候」と記し、船津村百姓については「往古ニハ姫木城主ニ而本田氏親等守護代被差置時分より其所之地ニ隨身ニ而右通り及零落候故、其比の御願文も持傳候半」と述べている(九月付追考にも記す。後述)。

次に季安は九月付追考で、先に記した「自家旧記(本田家の旧記)」の氏久廟所に關して「島隠雜書類」や「山山聖采日記」を引き、「笑翁(正興寺住持)年間未考、其時代迄ハ御廟所有之而社前文通書遣候半、廟堂要覽等ニハ不見覺様御座候、扱前文旧記之趣ニ而重富船津村百姓致所持候御願文之趣頗与符合仕、猶以御真影無疑證據歟与奉存候、然者右之本田譜しらへ候時分、又ハ笑翁住持之比迄如左明白成御願文、船津村百姓持候事共全為存人無之候半」として次に再び氏久願文を記す。そして「自家旧記」に曆応元年(一三三八)とある点について、「右通御願文決而笑翁等未致拜見、只寺傳迄を以年号等ハ推量ニ而書付為遣ニ可有御座、本田家ハ専ら夫を據にして親治譜ニ曆應元年と書載候半、甚無稽之至」と述べ、氏久は嘉暦三年(一三三二)生まれで曆應元年は十一歳に当たり年齢が若すぎること、従つて造立は貞治五年十一月こそ「弥無紛明證候半」と結論付けている。

季安は願文の年代を問題としているが、本稿の当面の関心は「自家旧記」にある。季安は「本田家の旧記ハ本田新右衛門親良入道玄賀と中人為書置由、玄賀ハ十三代因幡守兼親⁵⁶孫竹田若狭守入道秀賀三男にて母姓本田を為名乗もの、由、然ハ親治曾孫兼親之外孫にて年代も未遠、古老の慥成聞傳を為記置ニ可有之」と記す。(なお続けて季安は「左候而御願文之儀ハ右之御真影御造立方親治ニ被掛置、文言等ハ住僧ニも彼為撰候歟、其御為写置古本、本田家清水居城之御共ハ領内家來共代々取始末為仕來文書ニ可有御座」と述べている。)[「家記」に引用される「自家旧記」が本田親良(入道玄賀)による、という季安の言をここでは確認しておくに留めよう。本田玄賀は「御旧式類抄三」所収文書に「本田新右衛門親良入道玄賀覚書」とみえる。季安は「本田家之旧記も兼親外孫本田玄賀其比の咄を書記置、至今更而者寄合衆と百姓誠ニ懸隔成持主相成居候へとも引合候得者頗与致符合無疑事之様被考申候」と述べている。寄合衆とは董親子孫を示す

ものだろう。

蛇足ながら「船津村百姓家筋之儀」についても触れておこう。季安は「河野六兵衛考之通、上古姫木郡司之嫡流歟ニ而旧記にも段々相見得」として、以下関係文書と考証を続け、姫木家が瀬戸口姓であるとして「瀬戸口伊豆守秀安人道自記」を引く。そして「家記」下巻の本田董親書状に、伊勢・高野巡礼のため天文十五年上洛した「悴者」の「世戸口美作」に關して、季安は瀬戸口氏について考証、清水郷瀬戸口伝左衛門家との関係を推測、「世戸口美作守秀辰者本田紀伊守董親ニ致隨身居、天文十五年美作守上洛便ニ六月五日董親より日野資將江被差上候披露状ニ、抑恩領之者伊勢・高野へ巡禮参存立候条云々相見得、同八月十五日 近衛様ニ参殿、御短冊式枚拜領任候由ニ而、于今子孫瀬戸口傳左工門持居候由」と記す。季安は「家記」または「本田氏藏書」に記載の本田董親と近衛家の交渉に關する文書について承知していたことが確認できる。右の内容通りであれば、天文十五年の本田董親使者世戸口秀辰は同年六月五日付の董親や重親の書状や進上物を携えて上洛、八月十五日に近衛家に伺候したことになる。季安は「船津村百姓先祖も瀬戸口為名乗者所見無御座候へとも、右之美作抔同様本田氏家来ニ為成居事ハ有相違間敷、夫故本田家ニ代々可被傳古文書等、右御願文之外ニも段々如左持傳居候由」として、長祿二年正月四日付「本田国親吉書」・正月四日付「本田国親書状」(「家記」四三・四四号)を挙げ、さらに本田氏関係の文書を列挙し、それらが「于今船津村百姓持居候事」ことから「代々本田家右筆歟」と推測するのである。本田家関係の史料が旧家臣の家に伝存していたことを示唆する記述であろう。なお最後に近世の「船津村百姓」家について窺える箇所を示す。

「紀伊守董親代天文十七年十月清水落城以後、清水・姫木・上井等者右馬頭忠將様御領ニ相成、彼方ニも隨身候歟、文祿年中 龍伯様富隈ニ被為移候時分ハ

姫木又次郎殿と中者御奉公仕候由、其時代御家老抱節入道之嫡子伊集院半右衛門久元、妻ハ右之又次郎娘ニ候由、男子姫木権左衛門迄ハ於姫木出生仕、後ニ右馬頭殿嫡孫島津相模殿ニ被召附、於鹿屋致病死、其子姫木新左衛門ハ相模殿(久登)ニ男和殿江奉公仕、後致暇国分宮内ニ罷在候処、寛永十二年亥年初而一統手札被仰付砌、国分地頭喜入吉兵衛家来ニ而中受、自其又高崎伊豆守方へ主人相替帖佐ニ罷移、其子姫木軍左衛門代寛文四辰八月帖佐船津村假屋門の百姓ニ罷成、延宝八中十二月・天和二戌三月・貞享元子九月、及再三家伝之系図文書等ニ右半右衛門曾孫伊集院半兵衛久孟、前文通親類ニ而證文等相添、帖佐衆中ニ被召成被下度趣、地頭鎌山出雲殿ニ為願出由候得共、御月番御家老新納又左衛門殿より、餘り及零落、主人も段々相替、其上百姓買入迄為相成者故、願書等ハ御帳習被載置、御取揚無之、同十七日大山主馬御取次を以 御判物系図等被相下候趣、段々書留于今所持仕居候由、其節 齡岳様御願文写も相添差出候故、其段ハ分明不相知、其後元禄七年(辰)寅年諸家系図再撰御用も有之、同十二年ニハ御記録奉行肥後仁右衛門盛香、筆者三宅丞兵衛召列、右式為改方帖佐方へ廻勤も有之」

季安は「船津村其後元文四年九月壯之助殿越前家御相統ニ而重留(留)一所ニ御拜領之節被召附候由、右百姓跡段々古文書持傳居候事ハ先年以来諸家大概ニ而見覚」ており、季安先祖が姫木に領地のあったことなどから関心を持ち「去ル文政十三寅閏三月從兄本田村右衛門郡奉行ニ而帖佐へ詰居候節無據頼遣、右百姓之子孫當仲太郎方より写取貰置、自其最早七ヶ年相成」たこと、そして冒頭で述べたように天保七年が氏久四百五十年忌に当たり、また和田氏から尋ねられ考察したと記す。季安在野時代における本田氏関係史料の収集状況が窺え、またその史料情報が、近世を通じて行われた藩記録所などの調査と編纂物によることなども興味深い。

以上、「本田家記文書及系譜」を題材に、二章では近世本田家関係史料の採録、「家記」の成立と記録所の関わり、「旧記雑録」との関係について整理した。

二章では、本田董親・重親（兼親）父子と近衛家との交渉について、天文十四年日野町資将の鹿兒島下向以降、天文十五・十六年間を中心とした交渉に関わる史料を整理し、両者間の人物・物品の動きをおさえながら、特に当時の島津氏譜代被官で大隅国守護代本田氏の位置―対朝廷関係における守護島津氏からの独自の動きや経済力（交易活動）などを考察した。諸記録に描かれる董親父子の「暴虐」がその没落の要因とされているが、例えば董親の寺社に対する抑圧的行為の背景や目的についても再考の余地がある。島津氏の介入を招いた本田氏一族の相克や、天文年間の伊東・北原氏や菱刈・赤寝・肝付氏といった日向・大隅国人層との交渉などは今後の検討課題であろう。また従来あまりふれられることのなかった天文十七年庄内没落以後の本田氏について若干補足を試みた⁽⁶⁾。董親自身、文事や芸能にも関心が深かったことは「家記」所収文書からも窺えるが、島津氏年中行事などにおける本田氏の役割についても、伊地知氏などと併せて今後の考察対象となるだろう。三章では伊地知季安著「国分正興寺二王之私考」を題材として、季安の史料調査の一端を述べ、本田氏の旧記が本田玄賀の記述に関わるものであると推測されること、また季安が「家記」所収の董親父子と近衛家方との交渉に関する文書について承知していたことも確認した。

本田氏に関わる種々の系譜や文書をもとにまとめられたものの、明確な成立時期などが不明な「家記」所収文書について、特に「旧記雑録」未済録文書の扱いは慎重でなければならぬだろう。本田董親父子の考察について未だ十分であるが、「家記」の書誌的考察及び年次比定の検討が、今後の本田氏に関

する考察の材料提供になれば幸いと考える。諸賢の叱正をお願いしたい。

【注】

(1) 伊作島津家善久の子忠良（日新）は、父の死去後母（新納是久女）が相州家島津運久に再嫁したため両家を継ぐ。貴久が本宗家督を継承したため、近世に入り、相州・伊作両家を併せて継いだという受け止め方のある一方で、相州家名跡は垂水島津家（貴久弟忠将に始まる。本田董親に替わり国分方面の抑えとして清水城に入る）、伊作家名跡は宮之城家（同弟尚久を祖とする）が継承したという考え方もあった。拙稿「薩摩藩記録所寸考（四）「伊作家事件」―島津氏支流の系譜・家格と記録所関係史料の紹介―」（『黎明館調査研究報告』第17集、二〇〇四）参照。

(2) 山口研「戦国期島津氏の家督相続と老中制」（『青山学院大学文学部紀要』28、一九八七）参照。また勝久死去の際に奥州家伝来の重物も移されたが、近世に至り順次戻された点について五味克夫「島津家文書の成立に関する再考察―藤野・龜山文書を中心に―」（『西南地域史研究』2、文献出版、一九七八）・同「薩藩史料伝存の事情と事例」（『鹿大史学』27、一九七九）参照。勝久の日向における遺跡調査は18世紀後期に行われている。「鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集五」（二〇〇四、以下同編は『季安五』の如く表記する）所収「諸旧記文書」一三二―一三三三号参照。

(3) 山口研「戦国期島津氏の家督相続と老中制」。同論考によれば、有力国人層による貴久の守護職承認を文書で確認できるのは天文十八年からという。

(4) 山口研「戦国期島津氏の家督相続と老中制」、日隈正守「島津氏の領国形成と九州制覇」（原口泉他『鹿兒島県の歴史』山川出版社、一九九九、第5章）。

また本田氏に関する論考としては、五味克夫「薩摩国守護島津氏の被官について」(『鹿史』12、一九六四)、同「島津忠治と調所氏・本田氏・入来院氏」(『鹿児島中世史研究会報』33、一九七四)、同「家わけ十」解題、山口隼正「在地における守護被官と国御家人―薩摩国山門院の場合―」(『鹿児島史』13、一九六六)、江平望「薩摩国守護所はどこにあったか」(『島津忠久とその周辺』、高城書房、一九九六)、野口実「中世東国武士団の研究」(高科書店、一九九四) 第四部第二章第三節「鎌倉・京における惟宗忠久と島津庄に入部した被官たち」(第二章「惟宗忠久をめぐって」初出は立命館大学人文学会『立命館文学』第五二二号、一九九二) など参照。

(5) 例えば「島津国史」「貴久公記」「箕輪伊賀覚書」「樺山玄佐日記」(いずれも『旧記雑録』にも収められる)や「島津貴久譜」(東京大学史料編纂所蔵島津家文書中「新編島津氏世録正統系図」貴久譜。以下「正統系図」「貴久譜」と表記する)など。「貴久譜」では大永六年(一五三七)島津忠兼代以来の本田氏の「暴虐」が記され、以下翌七年大隅正八幡宮社家と本田・新納方の抗争と正宮炎上記事(この事件は大隅正八幡宮社家の一つであった桑幡家・留守家文書―いずれも「家わけ十」収載―などにも記される)、そして重親「息男又二郎(重親・親兼)」が「非守護之外拳而遠越訴於公家、任左京大夫、叙従四位下」ことを挙げ、以下政道の乱れなどを列挙する。

(6) 金井静香「中世末期における近衛家と島津氏の交流―近衛政家・尚通・積家―」(平成十二、十四年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(A)(2))研究成果報告書「近世薩摩における大名文化の総合的研究」、二〇〇三)。

(7) 町(俗称日野町)資将は、『公卿補任』(新訂増補国史大系、古川弘文館発行)や「辨官補任」(『群書類従』補任部四十五、『群書類従』第四輯、続群書類従完成会発行)によれば権大納言廣光外孫(実父権中納言菅原章長一男・母は廣光女)で永

正十五年(一五二八)三月九日生、翌年正月三十日叙爵、従五位下(資雄)、享祿二年(一五二九)十二月元服、天文二年九月二十日五位藏人、同二十六日右少弁に任ぜられ、同十一月資将と改める。左少弁・権右中弁・右中弁・左中弁を経て天文八年二月従四位下藏人頭。(なお美利重州を相模守に任ずる天文八年三月二十日付口宣案(『家わけ七』菱刈文書三の1号)には「藏人頭左中辨藤原資将」とみえる。)天文十年十二月に左大弁に転じ、翌十一年閏三月には造東大寺長官・丹波権守、正四位上。天文十二年一月には参議となり三月従三位、そして十一月二日在国「西国豊州」とある。天文十四年も「在国九州」、そして「十二月日上洛」とある。彼の西国下向については「言継卿記」(『新訂増補言継卿記』第二、続群書類従完成会発行)天文十三年十一月二日条に「町令日西国へ下向之間見舞に罷向」とあり、また天文十四年十二月二十八日条に「町去廿五日敷上洛云々、罷向見参了」とみえる。天文十五年正月五日正三位、三月二十四日には権中納言となる。天文二十一年十二月六日辞退、弘治元年(一五五五)十月二十四日伯耆にて死去、法名宗寂。

(8) 『季安三』(二〇〇二)所収「諸家系図」一七号。

(9) 「旧記雑録」には内閣文庫本(国立公文書館所蔵)・鹿児島県庁本(鹿児島県立図書館所蔵)・島津家本(東京大学史料編纂所所蔵)がある。明治十三年政府の命令により謄写提出したものの正本が内閣文庫本、拍が県庁本で現県立図書館本はその後増補されたものである。五味克夫氏『鹿児島県史料旧記雑録 附録二』(二九八七、以下「附録二」の如く表記する) 解題参照。

(10) 現在は都城島津家所蔵文書の一つ(『宮崎県史 史料編中世1』、一九九〇)所収。「諸家系図文書五」(『季安四』、二〇〇三)中、人來本田家文書・都城本田家文書には「都城本田仁十郎家文書」として31通が収められる。原註に「今上之原源太郎所持、辛巳(文政四年)七月初日龍岡九平左衛門殿借くれられ宮

丸村松元旅宿休戚(割註「大草氏下人」所ニ而臨写)とある。この内2通は「本田氏ノ文書」、外29通については「口三入来本田市郎左衛門ト押札有テ写済ト朱ニテカケリ、サレハ入来本田氏ノ文書ナラン」とあり、文書を相伝していた(記録所による調査も行われた)入来本田家から都城本田家へ文書が買ひ取られ、さらに同家の手を離れて他家の手に移り(ここで文政四年再調査され)、その後都城島津家のもとに移ったことが明らかにされている(五味克夫氏「季安五」解題参照)。なお「本田家總譜」中本田久兼流系図(「季安三」諸家系図「三三」)では久兼末流の親通(傳藏 市郎左衛門)記事に「久兼已米之文書、親通相傳而所持之」とある。

(11) 『鹿兒島県史料 旧記雜錄拾遺 諸氏系譜一』(一九八九、以下同編は『諸氏系譜一』の如く表記する)所収。

(12) 「諸家大概」序文に島津綱貴の命により島津一門及び古昔から「所を領し又は家老職に代々任ぜられた他姓二十四家(本田氏は三原・村田・鎌田・伊地知氏などと共にこれに含まれる)を選出、支流に至るまで古系図・文書や家々の書出をもとに二十冊を一帙として「新撰系譜」と号したとみえる。活字本に鹿兒島大学附属図書館本(『鹿兒島県史料集』6、鹿兒島県立図書館内鹿兒島県史料集刊行会発行、一九六六)がある。拙稿「藩記録所の活動に関する一考察」(『近世薩摩における大名文化の総合的研究』)参照。

(13) 山本正誼編纂の「島津国史」(『新刊島津国史』、鹿兒島県地方史学会発行、一九七二)大永五・同六年条・天文五年条・同十七年三月条などに「本田家總譜」が引用されている。また文化年間(一八〇四―一八)に家老町山久視編集・白尾国柱監修の「町田氏正統系譜」(「家わけ三」、一九九三)中にも「本田宣親宗譜」が引用されているが、これらが「諸家系図一」中の「本田家總譜」と同一のものかどうかは不明。また伊地知季安著「管窺愚考」(『鹿兒島

県史料集』11、二九七)に北条朝時流時幸の系譜を引用し「右鈔於伊地知氏古系図、本田嫡家所藏古本」とみえる。

(14) 「寛政重修諸家譜」卷二百十三(『新訂寛政重修諸家譜』第四、続群書類完成会発行)によれば、寛文元年(二六六一)五月御書物奉行に転じ武家系図書写に与り同六年賞される。大田久知は同十一年に死去(『諸氏系譜三』(一九九二)所収「大田氏系図」)。

(15) 「季安三」「諸旧記」の一。一。

(16) 平山勘兵衛は「薩藩重職補任」(東京大学史料編纂所所藏島津家本)記録奉行中、河野六兵衛通古の項に「自寛文十年貞亨四丁卯七月四日、猿渡喜右衛門・平山勘兵衛御文書書役被仰付六兵衛相合 御文書見合被相勤候處、善右衛門儀者別御奉行被仰付、伊地知少八郎勘兵衛相役被仰付候、善右衛門・勘兵衛者本役ニ而無之故不書載之候」とある。伊地知重英は延宝五年(二六七七)「御文書見合」を命じられている(『薩藩重職補任』)。平山勘兵衛・猿渡信安は本役でないため記録奉行として記載されないが、平山勘兵衛が天和三年(一六八三)に江戸留守居三雲定直と交替を命じられたことが「列朝制度」(『藩法集』8、創文社発行、一九六九。また平成十五年度より『鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集』として島津家本「歴代制度」「薩藩例規雜集」を底本として刊行中、全七巻予定)巻五十にみえる。「列朝制度」収録の「平山勘兵衛日帳」(天和「貞享期か」)を著した人物と思われる。なお面高正俊「定府とその系譜の研究」(『史と社会』伝統と現代社発行、一九七九)参照。また猿渡信安については旧稿「薩摩藩記録所寸考」(三)田中国明と猿渡信安―記録所関係者点描(『黎明館調査研究報告』第16集、二〇〇三)で述べたが、同家の廃絶に関して附言しておく。猿渡信安は元禄七年(一六九四)頃より島津綱貴用人として見え、宝永二年

(一七〇五)には近衛家への使者を勤め、また江戸留守居役も勤めている(『鹿
 児島史料 旧記雑録追録』二一九六号など)。しかし正徳四年(一七三三)に嫡
 子信方の失策により「猿渡召禿」となり、信安は徳之島、二男(鮫島氏養子)は
 沖永良部島、信方妻は悪石島へ配流、信方は上り屋にてくびり自殺、死体取
 捨、家来下人男女も御春屋へ「揚り物」になり「諸人鬪取」而代銀中受被仰
 付候」という徹底した処罰を受ける。本件については「古記(下)」(『鹿見島
 市史』、一九七二)正徳四年八月十一日・十月十六日条に詳細である。正徳四
 年十一月付記録所宛「島津久貫申渡書」(島津家文書小箱六番箱中。五味克夫、薩
 摩国守護島津氏の被官について)参照)によれば、信方の犯した罪は「別而重致
 謀書」であった。猿渡家の文書・系図は記録所保管となる。その理由は、
 後々猿渡家嫡家との申出がないよう、猿渡家嫡家断絶の明証とするためであ
 った。謀書の内容や経緯も興味深い、本件では文書・系図と家(嫡家)が
 密接なものとして認識されていることが明示されており、この点に近世武家
 社会の嫡家相続と系図の不可分性が窺えるといえよう。

(17) 元禄七年には藩内島津一族及び他姓二十四家の系譜再撰が企図され、記
 録所により提出が命じられている。

(18) 「本田久兼軍忠目安」(宮崎県史 史料編中世1) 都城島津家所蔵文書「五
 号」に「舎弟資兼」とみえる。「本田家總譜」中「本田久兼流系図」(諸家系
 図二二の3号)に同人はみえない。

(19) 孫九郎・七右衛門。記録奉行本田親福の孫(父は親存)で「薩藩名勝志」
 の編述、「称名墓誌」、大島代官として赴任し「大島私考」などを記す。父親
 存の弟貞休(季安実父)は伊勢貞駿養子となる。「称名墓誌附録」に伊地知季
 彬(季安)による墓誌がある(『新薩藩叢書』三、歴史図書社、一九七二)。宝暦十
 三年(一七六三)十一月生、文化十三年(一八二六)十一月没。

(20) 「樺山玄佐自記」活字本には『鹿児島県史料集』35(一九九六)。「諸旧
 記」三・七〇号(『季安四』所収、二〇〇三)がある。「世録記」(島津世録記)は宮
 之城家島津久通の著作で、活字本は『鹿児島県史料集』36(一九九七)。「家
 記」上巻の貞親譜にも「前太老島津久通編太守之世録記」が引用されている。

(21) 『鹿児島県史料集』13(一九七三)。

(22) 豊州家島津氏の対外交渉に果たした役割が注目されている。伊藤幸司
 「大内氏の琉球通交」(『年報中世史研究』第二十八号、二〇〇三)。豊州家島津氏、
 大隅の肝付・祢寝氏、種子島氏、薩州家島津氏などの南九州の要港を抑えて
 いた勢力の関わりも注意する必要がある(拙稿「大神考」『鹿児島史学』47号、
 二〇〇二)。

(23) この有力者「嶋津八人方」について、金井氏は新納忠勝宛四月二十七日
 付の近衛尚通書状(『前編』二二二七六号・『附録一』二八〇号)・同日付進藤(筑
 後守)長美書状(『前編』二二二七七号・『附録一』二八一号)、島津又六郎(不明
 あるいは又三郎(貴久)の誤記か、と金井氏は指摘された。筆者もその可能性はある
 と考える)宛同日付近衛尚通書状(『島津家文書』二一六五六・『附録一』二八二号)
 を挙げ、また当時圧倒的優位にあった実久も含まれると推測されている。同
 日付の近衛家側から豊州家・北郷氏宛の書状を示そう。

【豊州家】

島津豊忠朝宛尚通書状(『附録一』二八三号・『家わけ一』六三〇号)

島津忠朝宛植家書状(『附録一』二八五号・『家わけ一』六三二号)

島津忠朝宛進藤長英書状(『附録一』二八四号・『家わけ一』六三三号)

【北郷氏】

島津忠相宛尚通書状(『家わけ六』所収北郷文書八四号)

島津忠相宛植家書状(『同』所収北郷文書八二号)

島津次郎（忠親カ）宛尚通書状（「家わけ六」所収北郷文書八〇号）

島津次郎（忠親カ）宛植家書状（「回」所収北郷文書七八号）

「嶋津八人方」には、この時期に守護職の承認や維持に重要な役割を果たした島津氏庶家が含まれる。金井氏は大永七年以前、相州家島津忠良と近衛家との関係も指摘されている。少なくとも勝久・薩州家（美久）・相州家（忠良・貴久）・新納氏（忠勝）・豊州家（忠朝）・北郷家（忠相・忠親）は想定できるだろう。またこの他に菱刈重州の受領一件（註7）など、朝廷側の史料に乏しく検討は要すだろうが、有力国人（菱刈・祿寝・肝付・種子島氏など）と近衛家との関わりも今後の興味ある課題であろう。

(24) 『前編二二四八四・二四八九・二四九二・二四九三』。

(25) 豊州家と北郷氏は、日向の伊東氏、大隅の肝付氏との対抗上からも緊密な関係を結んでいた。忠廣は北郷忠相長子の忠親を後嗣としてこの年餓肥に迎えている（「支流系図」豊州系図忠親譜「諸氏系譜二」）。なお「日向記」（宮崎県史 叢書 日向記、一九九九）には、忠廣の子次郎三郎が天文十五年正月二十三日早世したので忠親を猶子としたと記す。

(26) 天文十四年から翌年にかけて、日新（忠良）と近衛植家・宗養の交流もあった（『前編二二五〇九・二五一〇号』）。

(27) 『前編二二五二一から二五二六、二五二八号』。その宛先は島津相模入道（日新）・同又五郎（尚久）・上野守（不明）の外、本田董親及び一乗院へ勅願所決定を報せるもの。勅願所決定の翰旨は三月四日付「後奈良天皇翰旨」（『前編二二五三〇号』、『御湯殿上日記』には三月五日付）で出されている。なお

同年三月八日付の翰旨（『前編二二五三三号』）によって、島津氏菩提寺の福昌寺も勅願所とされている。奉者「権大辨」は資将であろう。当時の福昌寺住持は忍室和尚で、この時に「佛照大圓禪師」号も与えられたという（『三国名

勝図会』青潮社発行、一九八二）。天文十五年春に日野町資将が福昌寺僧の下国に

際して書状を預けた（二月二十九日付書状か。〔史料13〕）とあるが、この勅願所指定や禪師号下賜と関わるものであろう。同寺は天文六年に本田董親の派遣した東条氏により破壊された（『島津国史』など）ものを、貴久が同九年三月再興したものである（『島津貴久袖判惣詰申状』『前編二二三九三・二三九四号』。朝廷は勅願寺指定により音物・礼銭などの経済的収益を確保するのだが、一方でこの指定に戦国大名が関与するケースが目立つこと、それが大名による干渉・統制の側面と共に「大名側が、官途受領の場合と同様、分国支配に天皇の権威を積極的に利用しようという意欲の表れとも解される」という（今谷明『戦国大名と天皇』講談社学術文庫、二〇〇二）。一乗院・福昌寺いずれの場合も貴久の積極的関与が認められるが、天文十四年の資将一行の下向も何らかの関わりはあろう。なお推定天文十五年の二月二十九日付近衛植家・日野町資将書状は榎山善久宛にも出されており（『家わけ五』（一九九五）所収「榎山文書」二二三二・二三九号、善久も資将一行と参会した一人であったことが確認できる）。

(28) 「群書類従」雑部六十五（『群書類従』第二十九輯、続群書類従完成会発行）

(29) 天文十六年九月十五日付日野町資将書状（史料38）に「従去年大乱」とみえる。畿内では天文十五年八月下旬以降細川晴元と細川氏綱や畠山政国方の交戦、十月には京都に土一揆の蜂起、十二月には將軍義晴・義藤父子の近江坂元下向と將軍交替、帰洛など騒然たる状況にあった。

(30) 「家記」一一〇号「某（董親カ）覚書」には、万徳寺について、「念仏寺七代之舎弟新納時宗にて渡候」とある。古水山光明院念仏寺は、近世曾於郡重久村にあり、清浄光寺末。開山阿智通（俗姓税所氏）、弘安三年（二二八〇）島津久経の命による創建、嘉曆年中（二三二六―二九）遊行六世一鎮が廻国の

際に止宿、大隅一国の本山にしたという(『三国名勝図会』)。「神社調」十一

「神社調」大隅国七曾於郡(いずれも東京大学史料編纂所蔵島津家本中)に

は応永三年(一三九六)に島津久豊が菩提所としたこと、「右往古位牌之銘 念

仏寺殿義天忠公と久豊公之御法名諱也」などを記す。毎年正月十一日には正

八幡宮社壇にて島津家の武運長久の祈禱・日中法事を勤めてきたこと、正月

二日には止上神社権現宮参詣を行うこと、そして「念佛寺領并万徳寺領惣以

上十六町六反長享三年(延徳元、一四八九)八月廿三日之坪付目録有之」とい

う。(なお『三国名勝図会』「神社調」いずれにおいても万徳寺は伊佐郡山野村の寺名をみ

るだけである。)ほぼ同様の記載は『国分郷土誌 資料編』(国分市発行、一九九

八)所収「龍山郷寺社名所古城川筋調」念仏寺の項にみえる。同寺開山以下

廿三世に至る「當寺世代之次第」では七世路通、八世了海。なお十世良心和

尚は島津勝久の孫良久である(『支流系図』龜山氏一流、『諸氏系譜三』)。また「支

流系図」新納氏正統系図(『諸氏系譜二』、一九八九)新納忠勝譜には、天文二

年(一五三三)当時居城の志布志に遊行他阿弥が滞留した記事がみえる。忠勝

は一時志布志を中心に日向南部から大隅半島中北部に勢力を有し、かつ大永

七年には董親と共に正八幡宮社家と交戦し、その焼失の一因をなした。しか

し天文七年、当時島津実久与党の豊州家などに攻められて没落、天文十八年

死去。この忠勝弟に「時宗他腹早世」がみえ、あるいは関係するか。董親は

「此時宗(万徳寺)拙者一入知音候、嶋津家にて被居候」と述べている(史料

24)。また他阿弥道士には香爐や麝香を献上、念仏寺住持職は会下(えげ)僧に

申付けるべきだが「止住難遂」ために董親側の所望に任せて新に命じられた

と考えられる(史料27)。

(31) 十念とは仏語で、浄土宗・時宗で僧が南無阿彌陀仏の名号を信者に授け

の授受をへて師資相承すること(小学館『日本国語大辞典』第十巻、一九七四)。
(32) 今谷氏によれば、戦国期に最も濫発された官途が左京大夫であったとさ
れる(『戦国大名と天皇』)。

(33) 修理大夫(従四位下相当)は左京大夫に次いで多く出された官途であり、
特に九州や東北・北陸の大名が好んだという。島津忠兼(勝久)が民部少輔か
ら修理大夫に任ぜられたのは永正十七年(一五二〇)であった。また近隣では
伊東義祐が天文十年八月に従五位下・大膳大夫に、同十四年四月に相良長唯
(義慈)が従五位下・宮内少輔、子の相良為清が右兵衛佐にそれぞれ叙任され
ている(『今谷明』『戦国大名と天皇』)。山口研一氏は、貴久が「守護」としての公
的地位を築き上げ、その仕上げとして(朝廷工作を行い)、天文二十一年に島
津本宗家守護職を継いだ者が名乗る官途の修理大夫に任官されたこと、また
同時期に薩州家実久もなんらかの対京都工作を試みたことを指摘されている
(『戦国期島津氏の家督相続と老中制』)。

(34) (注5)で示したように、「貴久譜」(前編二二五七六号)で守護島津氏
の挙状なく董親が左京大夫・従四位下に叙任されたことを糾弾しているが、
当時これを直接島津忠良・貴久が規制できなかったこと、また本田氏が「越
訴」して公家に接近したことの意味がある。

(35) 忍室文勝は萩原氏、諸方参学後福昌寺宗津の法を嗣ぎ総持寺に登る。天
文十四年(一五四五)福昌寺十五世。島津氏上奏で紫衣・禪師号を勅賜される
(『日本仏教人名辞典』法蔵館発行、一九九二)。福昌寺が勅願所となった際の住持
であった(注27)。

(36) 『史料綜覧』卷十(東京大学出版会、一九三八、覆刻版一九八四)では天文
十六年十一月条に「賀茂社、修造ノ資ヲ諸國ニ募縁ス、是日、大隅本多董親、
之ヲ寄進ス」(出典「本多系図」と立てる)。

(37) 金井氏論考注(50)で指摘されるように「三郎左衛門尉」という名乗りの使用者が切り替わる正確な年代は不明であるが、推定天文十五年二月二十九日付近衛植家書状(前編二二五二二号、(注27)参照)に「嶋津相模入道」(日新・忠良)とみえ、天文十五年段階で貴久は「三郎左衛門尉」を名乗っていたと考えられる。参考として『本藩人物誌』本田董親・北郷忠相譜には天文十五年貴久嫡子義久が元服、又三郎を名乗ったとある。

(38) 石谷伊賀守忠栄か。『本藩人物誌』国賊伝に「伊集院石谷ノ領主也、実久ニ党ス、天文五年十二月七日日新公ニ降参ス」とあり、「支流系図」(諸氏系図二町田氏系図)では石谷から本氏町田に復したと記す。孫は久倍(存松)。「本藩人物誌」には「当代町田氏ニ復ス」と朱註される。町田氏は鳥津氏二代忠時の庶子忠経の子忠光が町田を名乗り、高久の代に石谷を号した。山口研一氏は、忠栄が勝久直臣であり、実久、貴久の順で主君を替えた者の一人であることを示唆されている(戦国期鳥津氏の家督相続と老中制)。

(39) 「史料40・41」が「42・43」に応じた書状であるならば、天文十六年六月及び九月の本田・近衛双方の書状のやりとりを経ており、やや間の空く感を受ける。

(40) 鳥津氏からの近衛邸造営に関わる回答は、四月六日(原註「天文十五年歟」)付「嶋津三郎左衛門尉(貴久)」宛近衛植家書状(前編二二五三三三三号)から窺える。植家は「曾以無音信候條無心元候折節」に書状が到来したこと、そして「抑先年約束之儀、無相違申候、祝着此事候」として満足の意を告げ、「尚々嚴重急度被申付、於京着者、併家門再興之儀者勿論弥被相叶、祖神之冥慮可為武運長久之基候」として「別而馳走偏頼入」のである。「先年」「三郎左衛門尉」と植家が記す点、董親からの働きかけ(史料40・41)から天文十七年の書状との推測可能か。

(41) 天文年間に北郷氏が都城盆地一帯をほぼ掌握したこと、北郷氏が自らの領地として「庄内」(都城地域を意識していたことなどについて、山下真一「中近世移行期における鳥津氏の権力編成と北郷氏」(『立正史学』第九五号、二〇〇四)参照。

(42) 法号慈眼院殿伝窓妙心大姉。「庄内地理志」卷四十八(『都城市史 史料編近世2』、二〇〇二)中補陀山慈眼院元跡(今量海院)の記事。「隅州清水城主本田紀伊守親利(董親)女」とみえる。また董親墓の記事によれば天文十七年庄内へ走り北郷家に寄食、「以女奉嫁時久得親睦、依忠相計、嫡子大炊太夫親兼白婦参宗国」とみえる。董親の娘には北郷時久室・北郷忠増室の他、肝付兼寛初室・頼娃久虎室・川上久隅室(久利・久通母)・本田親貞(三省)室があり、また親貞養子には親兼二男親孝が入っている(『木田氏正統系図』、『諸氏系譜』二川上氏正統系図)。

(43) 兼統(省約)は天文二年に父兼興の跡を襲い、天文十三年から十五年にかけて志布志安案、市成、大始良・西保・野里、大崎などを知行し勢力を拡張していた。またこの間三十四歳で剃髪して省約と号し、「光嚴院門跡執奏以」て権大僧都となったという(『新編伴姓肝属氏系譜』「家わけ二」)。

(44) 「新編伴姓肝属氏系譜」(「家わけ二」三五〇号。拙稿「御縁二繩り奉ル」―雑考山田重信書状―(『鹿児島史学』46号、二〇〇二)参照。

(45) 「三国名勝図会」、『鹿児島県の地名』(日本歴史地名体系第四七巻、平凡社発行、一九九六)。宮内の有力社家桑幡氏・留守氏居宅跡について「留守氏館跡」(牟婁町教育委員会・牟婁町遺跡調査会、二〇〇一)「桑幡氏館跡―第3次調査―」(牟婁町教育委員会、二〇〇三)。

(46) 『鹿児島県の地名』。なお浜之市内の富隈城については三木靖「富隈城とその時代背景―鳥津義久を中心に―」(『富隈城跡Ⅲ』、牟婁町教育委員会、一九

九九 参照。

(47) 「正八幡宮社家覚書写」(『家わけ六』(一九九六)所収「調所氏家譜」四一号)、『前編二二二二二二号回文』など。なお「調所氏家譜」には「本山家檢断注文玄賀書之卜一軸ノ抄」と註記されており、本田家の旧記を書き置いたとされる本山玄賀(親良)関係史料として注意しておきたい(三章で後述)。また大永七年の襲撃による社殿炎上と社家の四散後、本田氏が正八幡の国術神事も掌握し、氏社化が進行したことについては福島金治「中世後期大隅正八幡宮社家の存在形態」(『宮研究会編『中世二宮制の歴史的展開』上・個別研究編』、岩田書院発行、二〇〇四)参照。

(48) 池享「大名領国制の展開と将軍・天皇」(『講座日本史』4(中世2)、東京大学出版会、一九八五)によれば、日向伊東氏は一字拝領の礼に錢三万疋、肥前有馬氏は官途の礼として金三〇両を幕府に贈ったことが指摘されている。また今谷明「戦国大名と天皇」によれば、永正十四年(二五二七)三月、陸奥梁川城主伊達種宗の左京大夫任官での礼物・礼銭の場合、朝廷・幕府への礼銭五〇・三貫、贈答用太刀作料五八・二貫、他に礼銭・路銭・京中借錢利子・使者遣料総計二五五貫の経費がかかったという。

(49) 同書所収口宣案は二月十七日付で「藤原義祐」を大膳大夫に任ずる。また義祐が「四品」を望み公武に運動した際、禁裏修造料として一〇八貫九四〇文を負担し勅許されたと記す。

(50) 大日本古記録『上井覚兼日記』(岩波書店発行)

(51) 親兼の義久供奉について「島津日術様御在京供奉之日記」(『家わけ二』、『季玄四』所収「諸旧記六」九五号)中九月二日条、義久が聚楽第に出頭した際の供衆に「本出大炊大夫」をみる。

(52) 池上は垂水島津家の征久室で彰久・入来院重時母(右馬頭忠将「流系図」

「諸氏系譜二」)。

(53) 天保七年(一八三六)成立の「国分正興寺二王之私考」は鹿児島大学附属図書館玉里文庫中の写本。同史料を紹介したものに五味克夫「伊地知季安「国分正興寺二王之私考」」(『鹿児島中世史研究会報』16、一九六八)がある。玉里本追考の表紙(弁表紙)には天保七年中九月廿四日草扣「国分正興寺仁王之儀 齡岳様御真影并本田親治真像ニ可有之与之愚案追考 伊地知季安」と記される。季安自筆本としては、現在東京大学史料編纂所所蔵島津家本中に、表紙に「天保七年中七月二十七日起草、晦日成稿畢」とある「国分正興寺仁王齡岳様御真影一件愚考」(明治期の伊地知家進士本、玉里本七月晦日付分とほぼ同文だが、末に正興寺仁王縁起を写す)、同九月二十四日草扣「国分正興寺仁王之儀 齡岳様御真影并本田親治真像ニ可有之与之愚案追考」(玉里本追考と同じ)、同八年丁酉二月吉日付「正興寺二天齡岳様御真影御回縁一件私考」がある。また天保七年十月朔日、藩記録所も家老島津但馬(久風)より正興寺に関する調査を命じられている。島津家本中に天保七年十月付の「国分宮内正興寺二天由緒札一卷并當座調書留」「國分宮内正興寺二天由緒札日記」が残され合冊されている。なお附言すれば、前者末に天保七年十一月二日付の記録所調書が載せられ、御弓奉行御記録奉行勤相良甚大夫以下、添役江田五郎左衛門、見習篠原善之丞・与倉直介・坂元金十郎・五代孫之丞が連署、「國分宮内正興寺二天由緒札日記」により、特に江田が中心となり本件を担当したものとと思われる。またいずれも表紙に「四拾貳番」(抹消)、「十二番之中帙」と追記されている。弘化年間(一八四四-四八)頃までの記録所調書などの保管記録と考えられる「御記録所調書并諸書附目安」(島津家文書篋筒小篋筒中)には四十二番(棚番号)にあり、保管場所の移動が窺える(拙稿「藩記録所の活動に関する「考察」参照」)。

- (54) 玉里文庫中「廟堂要覽」は島津歴代関係(家督は重年まで)の廟所を列挙する。なお表紙裏に「此原本ハ得能本、朱書ハ江田氏本ナリ、廿年校合終」とあり、冊半ばより「是ヨリ末ニ至リ江田本ニハ無シ」と註記されている。得能氏については拙稿「薩摩藩記録奉行得能氏について」(『鹿児島史学』50号、二〇〇五)参照。また島津家本「御太祖以来廟堂要覽」中安永八年七月日付寺社奉行衆宛の記録奉行書付によれば「右廟堂要覽先年於當座書調置候処、相違之儀有之候付、此節得指圖書改候」とある。またこれに続いて島津家本には「御傳記写」を載せるが、これは明和三年(一七六六)十二月付の記録奉行児玉早之丞(實門)書付から「右以前より公儀江戸表江被成御知レ候御逝去之御女性様方并御天亡之御子様方漸々程遠被成候得者、急ニ知レ兼候」こともあるので、近年逝去の藩主子弟も併せて後年見合せのため一冊にまとめたものであることが分かる。島津家本の奥書には「千田佐八郎殿より致借用、天保十三年寅三月下旬写之者也」とあり、また島津齊彬夫人まで記載、明治三十六年の書込みも見られる。
- (55) 貞治五年十一月付「島津氏久願文」(『前編二』一六六号)。「重富船津村森永百姓仲太郎蔵」と註される。
- (56) 「本田氏正統系図」兼親女子の記事に「竹田氏妻 本田市右衛門者以此由緒言本田氏云々、未知其實」とある。
- (57) 「旧記雑録」原註はいずれも「載国親譜中」。但し嘉永五年(一八五二)季安編述の「御旧式類抄」(『季安五』八の1・2号)には「帖佐船津村百姓」と註記がある。
- (58) 「瀬戸口伊豆入道白記」は子孫が志布志通山にあり、文政七年(一八二四)に三月園田實史の得た写本を季安が写したものである。「諸旧記二」(『季安四』)五味克夫氏解題及び「清水神社仏閣名所古城川筋へ惣高人体」改帳」(『国

- 分郷土誌 資料編」参照。「諸旧記二」には「瀬戸口伊岐入道白記」と記す。
- (59) 『季安五』所収一八〇の1号。
- (60) 正月二十日付本田因幡守(兼親)宛新納忠勝書状。六月八日付本田因幡守宛隈江匡久書状(『前編二』二二五三三三)・四月二十四日付本田三河守(親安)宛隈江匡久書状(『同』二二四七号)・九月七日付本田刑部少輔(親知)宛隈江匡久書状(『同』二六〇二号)。このうち『前編二』二二四七号の原註には「重富船津村森永門仲太郎蔵」と記す。他にも同様の原註が「旧記雑録」にみえる(例えば『前編二』三八二号、十二月十一日付姫木十郎宛島津氏久書状の原註に「重富船津村百姓蔵」。なお隈江氏は新納氏重臣。拙稿「隈江氏覚書」(『鹿屋高等学校紀要』三三三)第12号、一九九九)参照。
- (61) 村右衛門は親章。「帖佐来歴」(『季安五』所収)は、文政十三年三月本田親章の帖佐出張に当たり名所旧跡など探訪の手引きとして季安が編んだものである(『季安五』五味克夫氏解題)。
- (62) 「清水神社仏閣名所古城川筋へ惣高人体」改帳」は、伊地知季安が文政十三年に郡奉行として国分廻勤の本田親章に対し、寛政七年(一七九五)の同書を抄写して、その内容につき清水郷士年寄の訂正等を依頼して送付したものの写しと考えられる(『国分郷土記』同解題)。ここには「清水郷士瀬戸口田左エ門蔵タシ文書天文十五年丙午八月十五日瀬戸口美作守秀辰近衛殿ニ謁見シ短冊二枚ヲ拜受セシトテ」との記述があり、また同文中「姫木援考録」と季彬(季安)題の部分には、元禄十二年(一六九九)九月二十一日付記録奉行田中国明の調書や「帖佐船津村百姓休左衛門所蔵元禄中馬場長軒写本ノ写」などが諸記録類と共に引用されている。
- (63) 「庄内地理志」の本田董親に関する記述については五味克夫氏のご教示による。

〔表1〕

文書NO.	複製	元号	和暦年	和暦月	和暦日	西暦年	文書題	宛所(比定)	差出(比定)	日記との重複	日記の重複	日記原註(「不」は改めた)	家記・原註・備考、日記以外の刊本	取
【上巻】														
1		明治	20	4	20	1887	内閣修史局依頼書	本田九郎	内閣修史局					
2				6	10		大田久知書状 (記事) 本田親親譜 (記事) 本田貞親譜	浅羽三右衛門(成慶)	大田小平次久知				「本田次郎右衛門より差出候故写置」後羽から回答があったことは「諸家系図」1の1号文書、平山勘兵衛頼大田久知書状で確認できる	
3				2	1		本田宗親書状	文公三隆律師	(本田)宗親				「正文在宮之城本田与市右衛門」「宮崎」中世編2都城島津家文書21号(前欠)	
4							兼書状 (記事) 本田貞親譜						伊地知季安は兼親申分と推定 「新編貞親」その他「自家日記曰」「貞親田譜片書云々」など	
5				10	10		四郎右衛門書状 (記事) 本田貞親譜 △(記事) 本田静親譜	与(市方)右衛門	四郎右衛門					
6		正安	2	6	15	1300	藤原家奉亮券		藤原家奉	前1	1045	△「本田静親譜」★「本田親親譜中」		★
7		建久	4	9	4	1193	將軍家政所下文 △(記事) 本田静親譜			前1	1046	「入来本田氏文書也」	「宮崎」3号	★
		建久	4	9	4	1193	將軍家政所下文			前1	159	「入来本田氏文書」★も同文。		★
		建久	4	9	4	1193	將軍家政所下文			前1	1047	△「オソラク『本田静親傳』」 「入来本田氏文書也」「此文書建久之場ニノル也」		★
8		徳仁	3	12	28	1203	北条時政下文		渡江守平(時政)	前1	208	「本田静親傳」「入来本田氏文書」★も同文。		★
9		文永	元	6	13	1264	將軍家政所下文			前1	675	「本田静親傳」載す。「入来本田氏文書也」★も同文。		★
10		建治	元	7	23	1275	平氏女誦状		たいらのうち	前1	758	「本田静親傳」「入来本田氏文書也」★同文。		★
11	1	正和	3	3	10	1314	△(記事) 本田親親伝 藤原家奉・同家忠連署法却状			前1	1170	△「本田静親傳」★も同文。		★
12	2	正和	3	3	10	1314	秀山和尚頂相讃		藤原家奉・家忠	前1	1171	「入来本田氏文書也」★も同文。	「宮崎」5号	★
13							感応寺文書目録			前1	2073	「遺教公御請申」「正文在出水野田感應寺」		
14							感応寺賜寺等書上							
15	1	嘉祥	4	3	2	1329	△(記事) 本田親親伝 本田静親談状			前1	1507	△「本田二郎親家入道親傳」★も同文。		★
16	2	嘉祥	4	3	2	1329	本田静親談状		沙弥静親	前1	1508	「入来本田氏文書也」★も同文。		★
17	1	正慶	2	閏2	19	1333	島津道鑑(貞久)所前安堵状 △(記事) 本田親親伝		(島津)道鑑	前1	1627	「本田二郎親家入道親傳」「入来本田氏文書也」★も同文。	「宮崎」7号	★
18	2	嘉祥	4	4	25	1329	本田親親(徳義)談状		沙弥道親	前1	1512	△「本田親親傳」★も同文。		★
19	1	元弘	3	8	29	1333	後醍醐天皇御旨		静在少介(高倉光守)	前1	1513	「入来本田氏文書也」「事阿シキ故載此」★も同文。	「宮崎」6号	★
20		建武	2	7	6	1335	針原(本田)久兼私領注文 島津道鑑(貞久)大番取請取状	本田藤二郎	沙弥・道鑑	前1	1514	「入来本田氏文書也」★も同文。	「宮崎」9号	★
										前1	1515			
										前1	1738	「都城本田氏文書」★も同文。	「宮崎」11号	★
										前1	1739	「本田親親傳」「入来本田氏文書也」「御家譜ニハ本田親親トアリ」「此文書道鑑公御請申ニアリ」★「本田親親傳」「入来本田氏文書也」のみ記す。		★
	1						△(記事) 本田親親伝			前1	1740	△「本田親親傳」「入来本田氏文書也」★も同文。		★
21	2	建武	3	11	25	1335	後醍醐天皇御旨		大膳太夫(中御門経季)	前1	1741	「入来本田氏文書也」★も同文。		★
	1						△(記事) 本田久兼譜			前1	1789	△「載本田久兼譜中」★も同文。		★
22	2	建武	3	3	11	1336	本田久兼忠告状		本田左衛門尉久兼	前1	1790	「此文書道鑑公御請申ニ在リ、正文在入来院石見重頼家臣、請教奉出伝載ト記セリ」★とくに記さず。	「宮崎」12号	★
23	1	建武	3	12	23	1336	足利直義御判御教書	本田次郎左衛門尉(久兼)	足利直義	前1	1891	「都城本田仁二郎談書」「町上頼久請申」「正文在入来兼在本田伝載トアリ」★は「都城本田仁二郎談書」のみ記す。	「宮崎」14号	★
	1						△(記事) 本田親親伝			前1	2594	△「見下本田信濃守重親傳」★も同文。		★
24	2	文和	4	8	22	1355	高津氏久宛行状	本田小太郎(重義)	氏久	前1	2595			★
25	1	文和	4	11	11	1355	島津氏久書下	本田(重親)	氏久	前1	2605	「見本田重親譜」★も同文。	「東(島)」1号	★
							(記事)						建武4年4月頼久一見状・同10日頼久一見状・同年同月島津道鑑一見状・建武5年3月島津道鑑一見状・6月島津道鑑・7月島津道鑑あるが、最學与併略之とある。「宮崎」15・16・17・18・19・20に当たる	
	1						△(記事) 本田重親伝			前2	1719	△「見下本田信濃守重親傳」★も同文。		★
26	2	明応	5	2	28	1496	伊地知重貞書状	本田	伊地知副防守重貞	前2	1750			★
	1						△(記事) 本田重親伝			前2	1751	△「見下本田信濃守重親傳」★「見下本田信濃守重親譜」		★
27	2			11	15		伊地知重貞書状	本	伊地知副防守重貞	前2	1752			★
	1						△(記事) 本田重親伝			前2	105	△「見下本田重親傳」★も同文。		★
28	2	康安	2	7	18	1362	島津氏久宛行状	本田小太郎(重親)	氏久	前2	406	□「此文書氏久公請申ニ在リ、正文在本田作左衛門宣親トアリ」★「見下本田重親傳」		★
							△(記事) 本田重親譜 (記事) 本田氏親譜			前2	241	△「見下本田信濃守重親傳」		★
							(記事) 本田忠親譜						「自家日記曰」「自家宗系圖傳ニ曰」「古傳集ニ曰」「氏久日記曰」「或記曰」「本田」視字存帖云々」など	
29	1	応永	5	6	1	1398	本田忠親寄進状		信濃守忠親	前2	600			★
【中巻】														
							(記事) 本田元親譜							
30		応永	19	2	8	1412	島津氏久宛行状	大崎曰	降興守元久	前2	867	「載本田信濃守重親譜」★も同文。	「ウラ」(表書)などの表記は同一。	★
31		応永	34	6	1	1427	本田安了(元親)寄進状	佛殿寺	沙弥安了	前2	1085	「載本田元親譜」★も同文。	「ウラ」などの表記は同一。	★
32		応永	31	6	1	1427	本田安了(元親)寄進状	佛殿寺	沙弥安了	前2	1086	「載本田元親譜」★行間書き込み。「載本田元親傳」	「ウラ」などの表記は同一。	★
33		応永	34	6	1	1427	本田安了(元親)寄進状	佛殿寺	沙弥安了	前2	1067	「載本田元親譜」★「載本田元親傳」	「ウラ」などの表記は同一。	★
34		応永	21	7	25	1414	鹿兒島郡内寄進地出島并得分注文 (記事) 本田親親譜 (記事) 本田重親譜			前2	929	「載本田元親譜」★も同文。	「ウラ」などの表記は同一。	★
							(記事) 本田親親譜 (記事) 本田重親譜						「自家日記曰」など	
35		応永	34	6	1	1427	本田重臣寄進状		藤原重臣	前2	1068	「載本田信濃守重親譜」★も同文。	「ウラ」などの表記は同一。	★

文書NO.	枚番	元号	和暦年	和暦月	和暦日	西暦年	文書題	宛所(比定)	差出(比定)	日記との重複	日記原註「全」は改めた	「家記」原註・備考、日記以外の刊本	原	
36		応永	34	6	1	1427	本町重頼寄進状	藤原寺	藤原重直	前2 1069	「我本町重頼寄進状」★「我重頼」	「ウラ」などの表記はほぼ同一。	★	
37		応永	35	10	3	1428	本町重頼寄進状		藤原重直	前2 1083	「我本町重頼寄進状」★「我本町重頼」	「ウラ」などの表記はほぼ同一。	★	
	1						△(記事)本町重頼寄進状			前2 1105	△「我本町重頼」			
38	2	永享	4	2	3	1432	高津貴久(忠昌)書下	本町	貴久	前2 1106	★「我本町重頼」	「東(島)」3号	★	
	1						△(記事)本町重頼寄進状			前2 1279	△「我本町重頼」			
39	2	應永	2	3	17	1442	島津持久宛行状	本町	持久	前2 1280	★「我本町重頼」		★	
40		「文安」	5	12	29	(1448)	島津忠国書状	おあいらの	忠(同)	前2 1322	「正文左衛門重頼寄進状」			
41		永享	2	8	24	1430	島津持久宛行状		きはにしより	前2 1339				
							△(記事)本町重頼寄進状			前2 1097	「我本町重頼」★も同文。		★	
	1						△(記事)本町重頼寄進状			前2 1340	△本文「本町重頼」			
42	2						藤原(本町)国親書状	藤原寺後道	藤原国親	前2 1341	「正文左衛門重頼」			
							藤原(本町)国親書状			前2 1341	「正文左衛門重頼」			
43	長祿	2	正	4	1458	藤原(本町)国親書状	藤原寺後道	藤原国親	前2 1366	「我本町重頼」★も同文。		★		
44		正	4				藤原(本町)国親書状	税所介	藤原国親	前2 1367	「我本町重頼」★も同文。		★	
							△(記事)本町重頼寄進状			前2 1416	△「本町重頼」★も同文。		★	
							△(記事)自家日記			前2 1417	△「本町重頼」★も同文。	日記では文書題「本町重頼」	★	
							△(記事)古系伝			前2 1418	△「本町重頼」★も同文。	日記では文書題「本町重頼」	★	
							△(記事)本町重頼寄進状							
45							島津忠国書状	きよみつ	た、くに	前2 1421	「我本町重頼」★も同文。		★	
							島津忠国書状	きよみつ	た、くに	前2 1422	「我本町重頼」★も同文。		★	
46							島津忠国書状	きよみつ	た、くに	前2 1422	「我本町重頼」★も同文。		★	
							島津忠国書状	きよみつ	た、くに	前2 1423	「我本町重頼」★も同文。		★	
47							島津忠国書状	きよみつ	た、くに	前2 1423	「我本町重頼」★も同文。		★	
							△(記事)本町重頼寄進状			前2 1423	「我本町重頼」★も同文。		★	
48	2						島津忠国書状	本町(兼親)	忠昌	前2 1454	★「見下本町重頼」		★	
	1						△(記事)本町重頼寄進状			前2 1484	△「本町重頼」★		★	
49	2						島津立久書状	本町	立久	前2 1461	「正文左衛門重頼」★「立久公卿」中に在り★「正文左衛門重頼」	1461と1484・1485は★でも別々に収める	★	
							島津立久書状	本町	立久	前2 1485	○(オソラク「我本町重頼」)「1484」と此通共立久公卿中に在り★		★	
50							島津立久書状	本町	立久	前2 1486	「我本町重頼」★も同文。		★	
							島津忠康書状	本町	藤原忠康	前2 1473	「立久公卿」★「正文左衛門重頼」		★	
51		文明	16	11	15	1484	島津忠康書状	本町	藤原忠康	前2 1571	「此文書皇州家忠康書中ニ在り、正文左衛門重頼」★「正文左衛門重頼」★に証なり		★	
52							島津忠康書状	本町	忠康	前2 1551	「我本町重頼」★「正文左衛門重頼」★「正文左衛門重頼」★「正文左衛門重頼」★「正文左衛門重頼」★		★	
	1						△(記事)本町重頼寄進状			前2 1642	△「本町重頼」★も同文。		★	
53	2						島津武久(忠昌)書状	本町	武久	前2 1643	○(オソラク「本町重頼」★「本町重頼」)		★	
	1						△(記事)本町重頼寄進状			前2 1644	「忠昌公卿」★「正文左衛門重頼」		★	
54	2	文明	18	10	1	(1486)	島津忠昌書状	本町	忠昌	前2 1648	△「我本町重頼」★も同文。		★	
							島津忠昌書状	本町	忠昌	前2 1649	「忠昌公卿」★「正文左衛門重頼」		★	
							△(記事)本町重頼寄進状			前2 1650	○(オソラク「我本町重頼」★「本町重頼」)	日記では1648と連続する★も連続する	★	
55	2						島津忠昌書状	本町	忠昌	前2 1647	「忠昌公卿」★「正文左衛門重頼」		★	
							△(記事)本町重頼寄進状			前2 1651	○(オソラク「我本町重頼」★「本町重頼」)	日記では1650と連続する★も連続する	★	
56	1						△(記事)本町重頼寄進状			前2 1656	△「我本町重頼」★も同文。		★	
2							島津忠昌書状	本町	本町重頼	前2 1657	○(オソラク「我本町重頼」★「本町重頼」)	「此文書忠昌公卿」中に在り★「本町重頼」★「本町重頼」★	前11月は文明19(永正3(1506))日記は文明17の原注。	★
							△(記事)本町重頼寄進状			前2 1658	「我本町重頼」★「正文左衛門重頼」		★	
57	2						島津忠昌書状	本町(兼親)	本町重頼	前2 1668	「忠昌公卿」★「正文左衛門重頼」		★	
							島津忠昌書状	本町(兼親)	本町重頼	前2 1659	○(オソラク「我本町重頼」★「本町重頼」)	前11月は文明19(永正3(1506))日記は文明17の原注。日記では1658と連続する★も連続する	★	
58	1						△(記事)本町重頼寄進状			前2 1799	△「見下本町重頼」★も同文。	底本の乱りで移動	★	
2							島津忠昌書状	本町	忠昌	前2 1800	○(オソラク「見下本町重頼」)	底本の乱りで移動	★	
59							本町重頼書状	本町(兼親)	本町重頼	前2 1801	「御寄附書」★も同文。	底本の乱りで移動	★	
							△(記事)本町重頼寄進状			前2 1972	△「見下本町重頼」★も同文。		★	
60	2	大永	3	8	5	1522	島津忠康(勝久)書状	本町(兼親)	本町重頼	前2 1973			★	
	1						△(記事)本町重頼寄進状			前2 2048	△「本町重頼」★		★	
							△(記事)本町重頼寄進状			前2 2049	○(オソラク「本町重頼」)「重複ナカラニオソラク」		★	
61	2	大永	6	11	4	(1526)	島津忠康(勝久)書状	本町(兼親)	勝久	前2 2051	「勝久公卿」★「正文左衛門重頼」	年代に本町重頼・忠昌の考証(相違)あり簡略な記事	★	
							△(記事)本町重頼寄進状							
							△(記事)本町重頼寄進状							
62		天文	6	12	24	1537	島津賢久宛行状	本町(兼親)	勝久	前2 2316	「賢久公卿」★「正文左衛門重頼」			
63		天文	15	8	11	1546	破入願藤原(兼親)書状	藤原寺後道	藤原重直					
64		天文	15	8	18		日野町資持書状	本町(兼親)	日野町資持					
65		天文	16	9	15	(1546)	近衛頼家書状	本町(兼親)	近衛頼家	前2 2552	「本町氏文書」★「本町氏文書」		★	
66		天文	16	9	13	(1547)	日野町資持書状	本町	日野町資持	前2 2553	「本町氏文書」★「本町氏文書」		★	
67		天文	16	9	9	(1547)	近衛頼家書状	本町(兼親)	近衛頼家	前2 2550	「本町氏文書」★「本町氏文書」		★	
68		天文	16	9	15	(1547)	日野町資持書状	本町(兼親)	日野町資持	前2 2551	「本町氏文書」★「本町氏文書」		★	
69		天文	16	9	15	(1547)	日野町資持書状	本町(兼親)	日野町資持	前2 2555	「本町氏文書」★「本町氏文書」		★	
70		天文	15	2	29	(1546)	近衛頼家書状	本町(兼親)	近衛頼家	前2 2522	「正文左衛門重頼」★「本町氏文書」		★	
71		天文	11	11	13	1542	島津賢久起請文	藤原寺後道	賢久	前2 2442	「正文左衛門重頼」		★	
72		天文	11	12	6	1542	島津賢久宛行状	本町(兼親)	賢久	前2 2444	「正文左衛門重頼」		★	
73		天文	14	4	18	1545	島津賢久宛行状	本町(兼親)	賢久	前2 2496	「本町氏文書」★も同文。		★	
74		天文	14	4	18	1545	島津賢久宛行状	本町(兼親)	賢久	前2 2497	「本町氏文書」★も同文。		★	
75		天文	13	4	22	(1544)	島津賢久書状	本町(兼親)	賢久	前2 2470	「賢久公卿」★「正文左衛門重頼」		★	
76		天文	13	5	13	(1544)	島津賢久書状	本町(兼親)	賢久	前2 2472	「賢久公卿」★「正文左衛門重頼」		★	
77		天文	12	10	13	(1543)	島津賢久書状	本町(兼親)	賢久	前2 2461			★	
		天文	13	10	13	(1544)	島津賢久書状	本町(兼親)	賢久	前2 2479	「賢久公卿」★「正文左衛門重頼」		★	
78		天文	18	6	15	(1539)	島津賢久書状	本町(兼親)	賢久	前2 2364	「賢久公卿」★「正文左衛門重頼」		★	
		天文	20	5	6	(1582)	島津賢久書状	本町(兼親)	賢久	前2 265	「賢久公卿」★「正文左衛門重頼」		★	

文書NO.	抄巻	元号	和暦年	和暦月	和暦日	西暦年	文書題	宛所(比定)	差出(比定)	旧記との重複	旧記原註(「全」は改めた)	「家記」原註・備考、旧記以外の刊本	備考
80			2	28			近衛輔家書状	本田紀伊守	近衛輔家	前2	2527	「貴久公御請中」天文十六年ト来カキアリ「正文在本田作左衛門官親トアリ」★「本田氏藏書」	★
81	(天文)	15)	8	16		(1546)	近衛輔家書状	本田紀伊守	近衛輔家	前1	35	「本田氏藏書」★巻二は「本田氏文書」巻三は「本田氏藏書」	★
82	(天文)	15)	8	16		(1546)	近衛輔家書状	本田紀伊守	近衛輔家	附1	36	「オソラク」本田氏文書」★巻二は「本田氏文書」巻三は「本田氏藏書」	★
83	(天文)	15)	8	17		(1546)	松尾頼元書状	本田紀伊守	松尾武部少輔頼元	附1	37	「本田氏文書」★巻二は「本田氏文書」巻三は「本田氏藏書」	★
84	(天文)	16)	9	15		(1547)	日野町資将書状	本田紀伊守	日野町資将	前2	2539	「本田氏文書」★「本田氏藏書」	★
85	(天文)	15)	8	18		(1546)	日野町資将書状	本田紀伊守	日野町資将	附1	38	「本田氏文書」★巻二は「本田氏文書」巻三は「本田氏藏書」	★
86	(天文)	15)	2	29		(1546)	日野町資将書状	本田紀伊守	日野町資将	前2	2528	2527に続くもの。★「本田氏藏書」	★
87			3	2			日野町資将書状	本田紀伊守	日野町資将	前2	2529	2528に続くもの。★「本田氏藏書」	★
88	(天文)	16)	4	10		(1547)	日野町資将書状	本田紀伊守	日野町資将				
89	(天文)	14)	6	13		(1545)	日野町資将書状	本田紀伊守	日野町資将				
90	(天文)	14)	7	9		(1545)	日野町資将書状	本田紀伊守	日野町資将				
91	(天文)	11)	閏3	2		(1542)	牧雲斎常真書状	本田紀伊守	牧雲斎常真				
92			6	23			小笠原晴長書状	本田紀伊守	小笠原晴長				
93	(天文)	11)	6	23		(1542)	小笠原晴長書状	本田紀伊守	晴長				
94			7	11			小笠原光清書状	本田紀伊守	小笠原光清				
95	(天文)	11)	6	6		(1542)	河崎祐尚・飯田良勝連署書状	本田	河崎三河守祐尚・飯田肥前守良勝				
96	(天文)	11)	7	4		(1542)	伊東義祐書状	本田紀伊守	(伊東) 義祐				
97	(天文)	11)	7	17		(1542)	本田重親書状案	「伊東殿へ返案」	重親				
98			正	14			物致清平書状	本田紀伊守	建部清平				
99			12	26			北原龜菊丸書状	本田	(北原) 龜菊丸				
100			12	26			範別重州書状	本田紀伊守	相模守重州				
101	永祿	2	5	23		1559	高津忠将書状	本田紀伊入道	(高津) 忠将	後1	135	「石馬頭忠将請中」正文在本田作左衛門官親	
102			3	24			藤川忠康書状	本田紀伊守	(高津) 忠康	附2	1407	「豊州家忠康請中」正文生在本田作左衛門官親	天文15～16頃か
103			4	1			高津忠康書状	本田紀伊守	忠康	附2	1408	「豊州家忠康請中」正文生在本田作左衛門官親	天文15～16頃か
104	(天文)	16)	8	23		(1547)	他阿弥書状	本田紀伊前司	他阿弥道士				
105			7	26			相良為清書状	本田	(相良) 為清				天文14以降頃か
106							本田重親書状案	相良	重親				
107							本田重親書状案	日野	重親				「(封紙)宛所小羽(本庄方)新次郎」
108	(天文)	15)	6	5		(1546)	本田重親書状案	本庄	藤原重親				差出は「前紀伊守重親」
109	(天文)	16)				(1547)	本田重親書状案	万徳寺	本田				伊地知幸安の考察行間朱書あり。文書目録には採らず
110							某覚書						
111	(天文)	16)	6	2		(1547)	本田重親書状案	左大弁宰相(日野町資将)	紀伊前司重親				「近衛殿へ進上ノ草案」6月2日については、以下同じく十日之立にて候を、吉田にて二日之付付追而之状
112	(天文)	15)	6	5		(1546)	本田重親書状案	本庄殿	藤原重親				「日野殿一案」
113	(天文)	15)	6	5		(1546)	本田重親書状案	左大弁宰相	前紀伊守重親	前2	2536	「貴久公御請中」案文在本田作左衛門官親	
114	(天文)	15)	6	5		(1546)	本田重親書状案	本庄部(将久)	藤原重親				「本庄重次郎へ案」
115	(天文)	16)	6	2		(1547)	本田重親書状案	左大弁宰相	紀伊前司重親				「近衛殿へ進上ノ草案」
116	(天文)	16)	6	2		(1547)	本田重親書状案	本庄右衛門尉	紀伊前司重親				「日野殿迄御進上御案文」
117	(天文)	16)	6	2		(1547)	本田重親書状案	本庄右衛門尉	紀伊前司重親				
118	(天文)	16)	6	2		(1547)	本田重親(親義)書状案	本庄右衛門尉	藤原重親				「左大弁宰相殿へ草案」
119	(天文)	16)	6	2		(1547)	本田重親(親義)書状案	左大弁宰相	藤原重親				「近衛殿へ草案」
120	(天文)	16)	6	2		(1547)	本田重親書状案	本庄右衛門尉	紀伊前司重親				「左大弁宰相殿へ草案」
121	(天文)	16)	6	2		(1547)	本田重親書状案	本庄右衛門尉	紀伊前司重親				「左大弁宰相殿へ草案」
122	(天文)	16)	11	3		(1547)	本田重親書状案	本庄重次郎	紀伊守重親				「日野町臺中納左大弁宰相殿案」
123	(天文)	16)	12	7		(1547)	本田重親書状案	本庄重次郎	紀伊守重親				「日野殿へ返案」
124	(天文)	16)	12	7		(1547)	本田重親書状案	中納言(日野町資将)	紀伊守重親				「近衛殿へ返案」
125			正	11			島津忠興書状	本田因幡守	島津守忠興	附1	222	「本田作左衛門殿」	
126			4	22			伊集院忠朝書状	本田因幡守	伊集院大和守忠朝	附1	238	オソラク「在垂水邸」★「在垂水邸」	★
127			4	23			島津自新(忠良)書状	本田	自新	附1	844	「新公御請中」正文在本田作左衛門官親」★「本田氏藏書」	★
128			12	27			島津忠朝書状	本田因幡守	藤原忠朝	附2	1406	「豊州家忠朝請中」正文在本田作左衛門官親	
129	(天文)	16)	9	15		1547	日野町資将書状	藤原重親	藤原重保				
130	(天文)	16)	9	15		(1547)	日野町資将書状	本田又次郎(重親)	日野町資将	前2	2536	「本田氏文書」★「本田氏藏書」	★
131	(天文)	16)	9	9		(1547)	近衛輔家書状	本田又二郎(重親)	近衛輔家	前2	2531	「本田氏文書」★「本田氏藏書」2550に続く★も続く	★
132	(天文)	15)	8	18		(1546)	日野町資将書状	本田又次郎	日野町資将	附1	39	附1=38「8月18日付日野町資将書状」に続く。オソラク「本田氏文書」★巻二は「本田氏文書」巻三は「本田氏藏書」	★
133	(天文)	16)	9	15		(1547)	日野町資将書状	本田左京大夫	日野町資将	前2	2557	「本田氏文書」★「本田氏藏書」	★
134	(天文)	16)	9	15		(1547)	日野町資将書状	本田左京大夫	日野町資将	前2	2558	「本田氏文書」★「本田氏藏書」	★
135			12	18			伊東義祐書状	本田	(伊東) 義祐				行間に関3月11日付書付あるが文書題採らず。宛所の東条出羽守は為清、本田因幡守は親良で重親一族・重臣か
136	(天文)	7)	3	29		(1538)	可水(伊東義祐)書状	本田	可水(伊東義祐)	前2	2363		
137	(天文)	7)	4	26		1538	本田重親書状案	伊東	重親				「伊東殿返案天七卯廿六」
138			正	11			北郷忠相書状	本田	重親守忠相				
139	(天文)	16)	11	3		(1547)	北郷忠相書状	本田左京大夫(重親)	忠相	前2	2560	「本田氏文書」★「本田氏藏書」	★
140	(天文)	16)	12	28		(1547)	北郷忠相書状	本田左京大夫	重親守忠相	前2	2563	「本田氏文書」★「本田氏藏書」	★
141	(天文)	16)	11	7		(1547)	野付省約(重親)書状	本田左京大夫	(野付) 省約				

備考 枚番号1・2は連続して表記される記事と文書に付している。また年号の「」は家記原註「」は邦定を示す

△旧記に同文のある「家記」記事

○「正統系図」等による旧記前編3への記載があり本田家部分が因本で省略されているもの

△「家記」に同文のある旧記記事

「家記」から引用して後に正統系図等での所在を示したと考えられるもの

「富崎」は「富崎県史史料編中世1」所収郡城島津家所蔵文書と文書番号を示す

「本(島)」は「本田家文書」(京大)を示す

※は京大図書館本田記原録★は同書で確認済のもの